

第 39 回人権理事会公式文書

房野 桂 訳

予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するための人権に基づく取組の適用に関する技術ガイダンスの適用のフォローアップ(A/HRC/39/26)

事務局メモ

概要

本報告書は、予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するための政策とプログラムの実施への人権に基づく取組の適用に関する技術ガイダンスの適用に関連するイニシャティヴに光を当てるものである。本報告書は、人道の場での予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するための人権に基づく取組の適用に関する見解も提供するものである。

I. 序論

1. 2012 年 9 月に、人権理事会は、決議第 21/6 号を採択したが、その中で、理事会は、予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するための政策とプログラムの実施への人権に基づく取組の適用に関する技術ガイダンスを歓迎した。2014 年(A/HRC/27/20)と 2016 年(A/HRC/33/24)に、2 つのフォローアップ実施報告書が生み出された。2016 年 9 月には、理事会は、決議第 33/18 号で、技術ガイダンスの利用を通して、予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃に対する人権に基づく取組の適用における好事例と課題に関する報告書を準備するよう、理事会に要請した。本報告書は、その要請に応じて提出されるものである。
2. 理事会の要請で、OHCHR は、第 34 回人権理事会中の 2017 年 3 月に、パネル討論を開催したが、このパネル討論は、人権の視点から妊産婦死亡と罹病に対処する良好なイニシャティヴに光を当てる機会を提供した。討論は、妊産婦保健と性と生殖に関する健康の状況で、より幅広い人権の実現に対するより強力な説明責任の必要性を指摘した。
3. 広範なステイクホルダーから受領した提出物に基づいて¹、本報告書は、技術ガイダンスとより一般的な人権に基づく取組の実施に関連するイニシャティヴ、好事例及び課題に光を当てるものである。

¹ 提出物の完全なリストは、www.ohchr.org/EN/Issues/Women/WRGS/Pages/FollowUpReport2018.aspx を参照。

4. 本報告書の第2セクションは、技術ガイダンスの重点ではない側面である人道の場での予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するための人権に基づく取組の適用を調べている。予防できる妊産婦死亡の大半は、紛争、自然災害、強制移動の場で起こっているため、人権に基づく取組がいかに人道努力に貢献するかをさらに考慮する必要がある。本報告書は、その方向での第一歩を踏み出す。

II. 普及・推進活動

5. 技術ガイダンスを普及する努力は、2016年から続いた。世界中で、ガイダンスは、数多くの出版物、報告書及び文書で言及され、ステイクホルダーによっても広く普及され、推進された²。国際家族計画連盟とスウェーデン性教育協会は、その実施に対する意識を啓発し、情報を求め、提唱するためにその世界ネットワークを利用した³。

6. OHCHR は、国内・地域・国際レベルで、説明会、ワークショップ及び2国間・その他のステイクホルダーとのかかわりを通して、技術ガイダンスを普及するためにその活動を継続した。

7. 技術ガイダンスは、高官政治フォーラム中の推進を含め、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の状況での OHCHR のアドヴォカシーのカギとなる構成要素であった。技術ガイダンスは、「世界人道サミット」に応え、その公約に関して報告するための OHCHR の行動を形成する際に、さらに役立った。経済的・社会的・文化的権利委員会、女子差別撤廃委員会及び子どもの権利委員会も、その最終見解で、技術ガイダンスを実施するようとの締約国に対する呼びかけを継続した。

8. 特定のステイクホルダー集団にとってガイダンスをよりアクセスしやすくしようと努力して、OHCHR は---国連人口基金(UNFPA)、世界保健機関(WHO)、妊娠婦・新生児・子ども保健パートナーシップ及びハーヴァード大学保健・人権 Francois-Xavier Bagnoud センターとの協働で---、性と生殖・妊産婦・新生児・5歳未満児保健への人権に基づく取組を採用する際のカギとなる配慮に関する裁判官のための実用ガイダンスを生み出した⁴。これは、保健政策策定者、国内人権機関及び保健ワーカーを含め、以前の報告書で強調された反省ガイド・シリーズの一助となるものである。

9. OHCHR は、より幅広い国連プロセス、特に女性・子ども・思春期の若者保健世界戦略に、WHO と OHCHR が確立した女性・子ども・思春期の若者の保健と人権に関する高官作業部会の招集を通して技術ガイダンスを統合するためにその他の国連機関と密接に協力した。世界保健総会と人権理事会で、5月と6月に発表されたその報告書の中で⁵、作業部会は、人権が支持され、強力な政治的意思とリーダー

² 独立説明責任パネル、*古い課題、新しい希望: 女性・子ども・思春期の若者の保健のための世界戦略に対する説明責任*(2016年)、9頁; 世界保健機関(WHO)、*避妊サービスとプログラムにおける人権を監視する*(ジュネーブ、2017年); B. Mason Meier 及び L.O. Gost(編)、*世界の保健における人権*(オックスフォード大学出版、2018年); E.A. Friedman、「持続可能な開発目標のための独立見直しと説明責任メカニズム: 「世界保健枠組条約」の可能性」、*保健・人権ジャーナル*「2016年6月」中、129-140頁; P. Hunt、「保健への人権に基づく取組において国際健康権を解釈する」、*保健・人権ジャーナル*「2016年12月」中、109-130頁。

³ ウガンダ UNFPA と Roda による提出物も参照。

⁴ www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/WRGS/Judiciaryuide.pdf を参照。

⁵ www.who.int/lifecourse/publications/hhr-of-women-children-adolescents-report/en/ より閲覧可能。

シップがあって初めて女性・子ども・思春期の若者の保健が改善できると主張して、包括的で、統合された取組を推進した。作業部会の作業の結果として、WHO と OHCHR は、協力枠組を締結し、技術ガイダンスの実施をさらに推進する努力を含むことになる勧告のさらなる実施を支援するために合同の作業計画を開発している。

III. 技術ガイダンスの利用

A. 国内レベルの多様なステイクホルダー・プロセス

10. 技術ガイダンスは、性と生殖に関する健康に関連する人権に関する行動を検討し優先するための多様なステイクホルダー・プロセスの開催を支援しており、OHCHR は、技術ガイダンスの採択以来、パートナーとのそのようなプロセスを促進してきた。

11. 例えば、マラウイでは、人権評価と国内調査に関する 2015 年の多様なステイクホルダーの対話に続いて、このプロセスから出てきた行動計画を実施する努力が継続した。フォローアップ努力には、勧告の実施の監視、10 の地区での普及会議を通じた説明責任に向けた取組、サービス提供者の能力を強化するための訓練の提供、性と生殖に関する健康と権利侵害のリアルタイム通報と早期警告サインの設立が含まれた。こういったプロセスは、婚姻年齢の 18 歳への引き上げ、国内の性と生殖に関する健康政策の改正のような法的改正努力も支援し、これが避妊のための予算の配分を増やし、強化された地域社会と青少年を基盤とした性と生殖に関する健康イニシャティヴのための戦略を始めることに繋がった。UNFPA によって支援されているこの作業は、マラウイ人権委員会によって設立され、市民社会団体と国家機関より成る国内タスク・フォースによって調整された。

12. ウガンダでの 2014 年の多様なステイクホルダー協議会に続いて、OHCHR は、完成間近な予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するための権利に基づく取組の適用に関する多部門的戦略の開発と策定において、保健省への支援を含め、技術ガイダンスに関して、保健省、UNFPA、WHO、ウガンダ人権委員会及び市民社会との密接な協力を継続した。この戦略は、人権の視点から既存の多部門的プログラムとイニシャティヴを見直し、緊急産科ケアのための人材の不十分な調整とギャップ、医療設備、ツール、薬剤のための不適切な資金提供、地方レベルでの不適切な情報管理を含め、いくつかの組織的課題に光を当てる 2017 年作成の総合報告書に基づくものであった。

13. 性と生殖に関する健康に対して権利に基づく取組を実施するための多様なステイクホルダーのイニシャティヴは、その提出物の中で、国家と市民社会団体によって強調された。例えば、クロアチアは、礼儀をわきまえた性と生殖に関する健康ケアを推進するために、規制枠組を策定するための部門横断的な、NGO との協働的努力を述べた。「出産における人権」は、救命ケアへのアクセスと出産施設におけるケアの質に対する障害を議論するために、多様なステイクホルダーの会合や会議を開催した。

14. その提出物の中で、いくつかの国家と UNFPA は、人権に基づく取組がいかに妊産婦死亡と罹病に

関連する法的イニシアティブに基づいてきたかを報告した⁶。コンゴ民主共和国は、その提出物の中で、ユニバーサル・ヘルス・カヴァレッジに関する提案されている法律の開発を特徴づけるために技術ガイダンスをどのように利用してきたかを強調した。

15. マラウイの国連国別チームは、中絶が関連当局によって認められ検討されている根拠を拡大することを目的とする妊娠中絶法を支援して、危険な中絶の規模と意味合いに関連する意識啓発努力を支援した。

16. 国家の中には、その提出物の中で、その国内戦略でどのように技術ガイダンスの側面を採用してきたかを説明したところもあった⁷。ウガンダでは、様々な地方自治体も、妊産婦保健プログラムのための予算の配分を優先することにコミットしていた。最も周縁化された母集団とその企画と予算プロセスへの包摂的参画への注意も、市民社会団体によって強調された⁸。

C. プログラムと能力開発

17. 数多くのプログラムと能力開発イニシアティブは、技術ガイダンスと人権原則に沿って行われた。スウェーデンとトルコのように、ステイクホルダーの中には、社会経済的障害に直面している女性のために特に決められた保健介入を強調したところもあった⁹。国際家族計画連盟も、貧困の中で暮らしている女性と女兒¹⁰のためのプログラムとサービスを実施し、ますます多くの数の若者に届くことができるように、若いヴォランティアを含めるプログラムの取組を強調した。

18. カギとなるステイクホルダーの能力開発は、人権に基づく取組の推進のもう一つの重要な側面であった。ウガンダ OHCHR は、技術ガイダンスの適用に関して、医療・技術職員と共に、3つの地区レベルの訓練セッションを行った。2016年に、OHCHR は、証拠に基づく政策アドボカシーと戦略的訴訟を特徴づけるために、性と生殖に関する健康と権利侵害の申し立てを監視し、調査し、文書化し、報告するために、25の市民社会団体の能力も強化した。これら団体は、それから、それぞれの地域での妊産婦保健の状態に関する調査を行い、そのカギとなる結果は、地方自治体官吏のための地域ワークショップで、2017年に普及された。

19. コンゴ共和国、メキシコ、ポルトガル、セネガル、トルコ、ブルンディ UNFPA、Marie Stopes インターナショナル、国際家族計画連盟及び女性エネイブルド・インターナショナルは、その提出物の中で、妊産婦保健への人権に基づく取組の適用と障害を持つ女性を含めたすべての女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重に関するものを含め、保健ワーカーと共に行われた能力開発・意識啓発活動についての情報を分かち合った。

⁶ キューバ、レバノン、モーリタニア及びメキシコの提出物も参照。

⁷ アルバニア、エルサルヴァドル、イラク、モーリタニア、モーリシャス及びガーナの提出物を参照。

⁸ Marie Stopes インターナショナル、スウェーデン性教育協会、女性エネイブルド・インターナショナルの提出物を参照。

⁹ ジョージア、Sociedad Intercontinental de Derechos Humanos 及びスウェーデン性教育協会の提出物も参照。

¹⁰ 性の選別で問題となる胎児、幼児殺しで問題となる乳幼児を含めた18歳未満の女子、女の子(訳者注)

D. 監視・見直し・監督・救済策

20. 技術ガイダンスに沿って監視し、見直し、救済策を提供する努力は、その提出物の中で、ステイクホルダーによって強調された。クロアチア、チェキア、ジョージア、ホンデュラス、マルタ、モーリタニア、メキシコ及びスロヴェニアは、妊産婦保健に関するジェンダーに配慮したデータ収集、調査研究、性と生殖に関する健康の国内登録、妊産婦死亡と傷害を追跡し分析するためのメカニズムのような監視・説明責任メカニズムをどのように設置してきたかを強調した。その提出物の中で、キューバも、何時ケアが不足したのかを明確にし、職員を訓練し、権利が侵害された時に組織的な訓戒措置を取る際に、紛糾があったそれぞれの妊産婦保健事件を調査するために、定期的な技術討論会議を開催するという慣行を報告した。モーリシャスは、完全に機能する保健情報システムの設定を述べたが、これには100%の国民登録が含まれており、日常的に組織的に性と生殖に関する健康に関する分類データを収集していた。Marie Stopes インターナショナルは、定期的なフィードバックと月例評価に統合されている顧客出口面接を含め、ギャップを明らかにし、対処するために、そのプログラムのついでに量的・質的データを収集する参加型取組をいかに利用してきたかを強調した。

21. 人権メカニズムに関連して、ウガンダ OHCHR は、勧告を監視し、国際・地域・国内人権メカニズムへの時宜を得た報告を促進するための公共の討議を開発する際に、ウガンダ人権委員会を支援してきた。そのデータベースには、性と生殖に関する健康と権利の問題が含まれており、2016年から2017年までの訓練を通して、6つのパイロット省、部局、機関で展開されてきた。「出産の人権」も、国際・地域人権メカニズムに宛てたシャドー報告書や支援書簡を準備して、市民社会行為者に対するその支援を示した。

22. 2017年に、ケニアの性と生殖に関する権利センターは、基本的権利が侵害されたと宣言する2015年の高等裁判所の決定に基づく妊産婦保健サービスを求めている女性の拘束と虐待に関する公的報告書を出した¹¹。その結果、2018年に、センターは、病院の職員により言葉の上でまたは身体的に虐待され、わごと床の上で出産するよう放っておかれた妊婦の訴訟を支援した。高等裁判所は、その女性の健康と尊厳への権利侵害を認めた。

IV. 技術ガイダンス実施の課題

23. 上で強調された多くの具体的な好事例は、課題は残るものの、技術ガイダンスに対する意識を啓発し、これを実施するために、6年にわたって遂げられてきたかなりの進歩を示している。より多くの行為者がガイダンスになじんでいるという事実にもかかわらず、技術ガイダンスとさらに一般的には人権に基づく取組の広範な普及と意識の向上での努力を継続することが明確に必要である。

24. 多様なステイクホルダーは、保健ワーカーによるものを含め、女性の性と生殖に関する健康ケアに関連する汚名、固定観念、社会文化的障害、または差別的な慣行と虐待によって提起される課題に関して報告した。脆弱性と周縁化の状況にある女性と女兒にこれが与えてきた特別なインパクトも強調さ

¹¹ 性と生殖に関する権利センター、「妊産婦保健サービスを求める女性の拘束と虐待：基本的権利の侵害」（ナイロビ、2017年）。

れた。

25. 市民社会団体がしばしば支援を求められる状態で、財源と人的資源及びインフラの制約が、ガイドランスの完全実施を歪め続けた。コンゴ民主共和国、モーリタニア、セネガル及びブルンディ UNFPA は、その提出物の中で、妊産婦保健を推進するための財源を生み出し、遠隔地域または貧困に打ちひしがれた地域の女性のアクセスを確保する際の困難を報告した。ナイジェリアの国内人権委員会も、適切な緊急産科ケアへのアクセスの遅れと過密状態の妊産婦病棟に対処する際の課題を述べた。マリ、モーリタニア、スウェーデン及び市民社会団体 Roda も、特に地域社会レベルで妊産婦保健ケアを提供している保健ワーカーのスキルの供給不足を強調した。

26. 中絶に関するものを含めたドナーによる制限的な資金提供政策は、市民社会団体が人権に基づく取組を利用して妊産婦死亡と罹病に効果的に対処する能力にインパクトを与えた¹²。例えば、家族保健選択枝ケニアは、ドナーの政策の変更の結果として、2つの国における周縁化された女性と女兒を対象とした保健プログラムのための削減された資金を報告した。

27. いくつかの提出物によれば、政策とプログラムを特徴づける妊産婦死亡と罹病に関する正確で信頼できるデータの対応と組織的取集に適切な調整を確保する際に課題があった¹³。

28. 人道状況での人権問題として妊産婦死亡と罹病に対処することは、献身的な分析を必要とする特別な課題となる。従って、本報告書の残りのセクションは、人道状況で妊産婦死亡と罹病を削減することに対する人権に基づく取組の意味合いに重点を置く¹⁴。この徹底しない分析は、この領域でのさらなる作業の必要性を指摘している。

V. 人道の場への人権に基づく取組の適用

A. 全体像

1. 人道の場での性と生殖に関する健康

29. 生殖年齢の女性と女兒は、2015年に人道援助を必要としている1億人の人々の4分の1以上を占めていた¹⁵。そのような場で、女性と女兒は、妊産婦死亡と罹病のはるかに高い危険に直面しており、あ

¹² スウェーデン性教育協会の提出物。PAI、「拒否されたアクセス：トランプの拡大されたグローバル・ギャグ・ルールがウガンダの予備インパクト」(ワシントンD.C.、2018年)；世界女性保健連合、「トランプの壊滅的グローバル・ギャグ・ルールの意向を探る」(2017年11月6日)も参照。

¹³ コンゴ民主共和国、エルサルヴァドル、ジョージア、モーリタニア及びRodaの提出物。

¹⁴ 決議第和えめぬおで人権理事会が認めたように、「人道の場」には新藤緊急事態、強制移動、部力紛争、自然災害の状況が含まれる。それぞれの緊急事態の型は、本報告書の範囲を超え性と生殖に関する健康と権利にとっての特別な意味合いを持つかもしれない。しかし、人権に基づく取組の基礎は、あらゆる緊急事態にわたって一般的に適用できる。

¹⁵ UNFPA、*世界人口の状況：嵐からのシェルター*「2015年」、63頁。

る筋によれば、そのような状況では妊産婦死亡の半数以上が起こることを示している¹⁶。こういった危機の性質は、ますます複雑で長引くものになっており、難民キャンプで過ごす時間の平均的長さは20年である¹⁷。若い人々や子どもの中には、危機の外での生活を知らない者もあり、これは彼らが高い危険の状況で全生涯を暮らすことを意味する。彼らにとっては、性と生殖に関する健康サービスと情報へのアクセスの欠如は、望まない妊娠、早期・強制結婚、性感染症及びジェンダーに基づく暴力の危険を含め、特に重大な結果となる。

30. 人道危機は、もともと存在している形態のジェンダーに基づく差別と暴力をさらに悪化させ、サービスにアクセスを得ることに対するさらなる障害を生み出す。極端な逆境と不安定をものともせず、女性と女兒は、人身取引、性奴隷、レイプ、強制妊娠、子ども・早期結婚のような有害な慣行及び親密なパートナーからの暴力を含め、さらなる暴力の特別な危険に直面している¹⁸。妊娠した女性と女兒が拘束中を含め、特に標的とされ、攻撃され、レイプされ、殴打される事件も文書化されてきた¹⁹。さらに、資金と機会の欠乏のために、女性と女兒の中には性取引のような生存戦略に訴える者もある。上記のすべて、並びにサービスへの限られたアクセスの状況が、さらに性感染症、望まない妊娠、危険な中絶、妊産婦死亡と罹病にさらされる可能性を高める²⁰。国家または非国家行為者によるそのような人権侵害が起こる場合、サヴァイヴァーの汚名と周縁化は当たり前のことであるが、女性と女兒にとっての説明責任メカニズムまたは効果的な救済策へのアクセスは依然として珍しい。

2. 人権責務

31. 国際人権・人道法は、補完し合い、相互に強化する法体系であり、人間の生活と尊厳を保護し、差別を禁止することを求めるという点で共通の目的を分かち合っている。従って、性と生殖に関する健康と権利に関連する人権基準は、継続して武力紛争及びその他の人道の場にも当てはまる²¹。厳しい条件下で、国家は、「公共の緊急事態」の場合には、特別な市民的・政治的権利から逸脱するかも知れない²²。同様の条項は、経済的・社会的・文化的権利には存在せず、条約機関は、緊急事態では、最低の核心となる責務は依然として逸脱できないままである状態で、これら権利は継続して当てはまることを明確にしてきた²³。

¹⁶ WHO、1990年から2015年までの妊産婦死亡の傾向「2015年」、26. xi 頁。

¹⁷ 世界人口の状態、14 頁。

¹⁸ 同上、40、47-55 頁；安全保障理事会決議第 1820 号(2008 年)。

¹⁹ OHCHR、「2016年10月9日以来ミャンマーを逃れているロヒンギャとの面接」、フラッシュ報告書(2017年)、www.ohchr.org/Documents/Countries/MM/FlashReportFeb2017.pdf より閲覧可能。

²⁰ 機関間常設委員会、人道行動にジェンダーに基づく暴力介入を統合するためのガイドライン(2015年)、5 頁；世界人口の状態、38 頁。

²¹ これら責務は、高等弁務官の以前の報告書、つまり A/HRC/33/24 と A/HRC/27/20 で述べられている。OHCHR、性と生殖に関する健康と権利に関する情報シリーズ、www.ohchr.org/EN/Issues/Womens/SRGS/Pages/HealthRights.aspx より閲覧可能も参照。

²² 「市民定・政治的権利国際規約」第 4 条及び緊急状態中の「規約」の規定からの遺脱に関する人権委員会一般コメント第 29 号(2001 年)パラ 4 及び 11 を参照。

²³ 経済的・社会的・文化的権利委員会、到達できる最高の水準の健康への権利に関する一般コメント第 14 号(2000 年)、パラ 47；女子差別撤廃委員会、「条約」第 2 条の下での締約国の核心となる責務に関する一般勧告第 28 号(2010 年)、パラ 11 及び紛争防止、紛争、

32. 性と生殖に関する健康への権利に関連する人権基準は、最近、経済的・社会的・文化的権利委員会によって、その性と生殖に関する健康への権利に関する一般コメント第 22 号(2016 年)で説明されてきた。その権利の最低の基本的レベルを確保する国家の責務には、性と生殖に関する健康へのアクセスを犯罪化し、妨げまたは損なう法律、政策、慣行を廃止し、または撤廃する責務、危険な中絶を防止し中絶後のケアとカウンセリングを提供する措置を取る責務、すべての個人と集団が、性と生殖に関する包括的な教育と情報にアクセスすることを保障する責務、性と生殖に関する健康にとって基本的な薬剤、設備、技術を提供する責務、行政的・司法的なものを含め、性と生殖に関する健康への権利侵害に対する効果的で、透明性のある救済策と賠償へのアクセスを保障する責務が含まれる。委員会は生命への権利、拷問を受けない権利、健康への権利、プライバシーへの権利、教育への権利及び差別の禁止を含め、この権利の多様な人権との相互依存性も認めている。

33. 女子差別撤廃委員会は、ジェンダーに基づく暴力には、強制中絶、強制妊娠、中絶の犯罪化、安全な中絶と中絶後のケアの否定または遅れ、強制的な妊娠の継続、性と生殖に関する健康情報、物品・サービスを求める女性と女児の虐待が含まれると説明してきた²⁴。さらに委員会は、紛争中に女性はしばしば特別な保護的・懲罰措置を必要とする性暴力の増加を経験することを認め、人道の場では、緊急避妊を含めた避妊へのアクセスを確保するよう各国に明確に要請してきた²⁵。

34. 武力紛争の状況にだけ当てはまる国際人道法には、「ジュネーヴ条約」、「ジュネーヴ条約追加議定書」及び慣習的な国際人道法から来るいくつかの関連する法的責務が含まれている。最低限、各国と紛争当事国には、食糧、衣類、医療支援、立ち退きと輸送の提供に関連して妊婦と幼い子どもを抱えた母親に特別なケアを提供し、負傷と病気による保護とケアも妊婦に提供されることを保障する責務がある²⁶。このケアはさらに差別なく提供され、保障されなければならない。人道法も、女性の特別なニーズがあらゆる形態の性暴力からの保護を含め、何時でも尊重されなければならないことを強調している²⁷。

35. 女性・平和・安全保障の状況で、安全保障理事会は、差別なく、レイプから生じた妊娠を含め、ありとあらゆる性と生殖に関する健康サービスへのアクセスの必要性を述べ²⁸、性と生殖に関する健康を含め、非差別的で包括的な健康サービスを提供するよう各国に要請した²⁹。最後に、1951 年の「難

紛争後の状況での女性に関する第 30 号(2013 年)、パラ 2 及び 8; OHCHR、*紛争時の経済的・社会的・文化的権利の保護* (ジュネーヴ、2015 年)、パラ 12-15 を参照。

²⁴ 女子差別撤廃委員会、一般勧告第 19 号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号(2017 年)、パラ 18 を参照。

²⁵ 同上。紛争防止、紛争、紛争後の状況での女性に関する一般勧告第 30 号(2013 年)、パラ 20 と 52 も参照。

²⁶ 「戦時中の文民の保護に関するジュネーヴ条約」、第 16-18 条、21-23 条、35 条、50 条、89 条、91 条及び 127 条; 1949 年 8 月 12 日の「ジュネーヴ条約」に追加され国際武力紛争被害者の保護に関連する「議定書」、第 8 条(a)、第 70 条(1)、第 72 条(2); 国際赤十字委員会の慣習的国際人道法データベースの規則 134。

²⁷ 慣習的国際人道法データベースの規則 119 と規則 93 に対するコメントリーを参照、<http://ihl-databases.icrc.org/customary-ihl/eng/docx/home> より閲覧可能。

²⁸ 安全保障理事会決議第 2122 号(2013 年)。

²⁹ 安全保障理事会決議第 2106 号(2013 年)。

民の状態に関連する条約」には公共の救援と支援への権利の一部として、受け入れ国の国民と同等の保健サービスへのアクセスがある難民の権利が含まれている。

3. 人道プログラム形成、人権の基づく取組、性と生殖に関する健康と権利

36. 緊急事態の初めに、様々な国連機関、ドナー及び国際・国内市民社会団体は、人道的救援を提供するために政府と協力する。行為者の間及び部門全体にわたる調整は、性と生殖に関する健康サービスの提供を含め、悪影響を受けた母集団の権利の尊重を確保し、そのような権利の確保に対して責任ある行為者を明らかにする際の重要な一歩である。グローバル・クラスター・アプローチは、テーマ別クラスターが機関間常設委員会によって確立された明確なマンデートを持ち、人道危機によって活性化されるかも知れない世界・地域・国内レベルで機能する調整制度である。調整と効果を改善することを目的として、それぞれのクラスターには、特定の部門内で適切な人道プログラム形成に対して責任を有する主導団体がある。世界的クラスターは 11 あり、それぞれが独自の機能的構成要素または責任領域を有している。性と生殖に関する健康と権利は、それ自体はクラスターではなく、保護クラスターであり、特にジェンダーに基づく暴力に関する準クラスターであって、性と生殖に関する健康に関連する問題に対処している³⁰。

37. 危機時の性と生殖に関する健康に関する機関間作業部会³¹は、人道の場での性と生殖に関する健康に関する機関間フィールド・マニュアル³²を開発したが、これは 2018 年に改訂され、更新され、本報告書発表時に出版の最終段階にあった。重要なことに、これには「最低当初サービス・パッケージ」が含まれており、これは救命介入を明らかにし、死亡と罹病を防止するために絶対に必要な性と生殖に関する健康サービスの実施を優先している。世界保健クラスター・ガイダンスに統合されて、これは、同時進行の調整された行動を通して 48 時間以内に設置されなければならない緊急事態の始まりで実施されるべき一連の優先的介入を概説している。それからこれは、時が経つにつれてより長期の持続可能な保健ケア解決策によって支持され、妊産婦死亡と罹病、性暴力、性感染症/HIV、任意の避妊薬の提供を含めた望まない妊娠、法律が許す限りの安全な中絶ケアを含めたカギとなる目標を果たすことを目的としている。

38. 人道プログラム・サイクル³³は、人道対応を準備し、管理し、提供する手助けをする一連の行動を始めている。これは、ニーズ評価と分析、戦略的対応企画、資金の動員、実施と監視、事業の同輩見直しと評価を含めた 5 つの相互に関連する要素より成っている。技術ガイダンスで説明されている政策サイクル---企画、予算編成、実施、監視、見直しと救済策及び国際協力---は、人道プログラム・サイクルに匹敵する。技術ガイダンスは、説明責任を保障する行動が、申し立てられた侵害に反応するのみならず政策サイクルのすべての段階にわたって起こる必要があることを強調する「説明責任のサイクル」と

³⁰ 性と生殖に関する健康に関する準部門別作業部会の不在は課題であり、データ収集と利用に関しても介入のより良い調整の必要性を述べているブルンディ UNFPA の提出物を参照。

³¹ <http://iawg.net/>を参照。

³² <http://iawg.net/resource/inter-agency-field-manual-on-reproductive-health-in-humanitarian-settings-2010/>より閲覧可能。

³³ http://interagencystandingcommittee.org/system/files/hpc_reference_module_2015_final?.pdfを参照。

いう概念を出している。この概念は、人道プログラム形成サイクルにも当てはまり、人道状況での既存の説明責任枠組を補うことができる³⁴。

39. 人道の場での妊産婦死亡と罹病に対する人権に基づく取組は、人道と開発との間の格差を埋めることを求める包括的で統合された取組を求める人道社会からの呼びかけを支援している。多くの場合、危機の始まりが、性と生殖に関する健康と権利の点で人権基準にできていないすでに脆弱な保健制度をさらに悪化させる。包括的な対応には、危機の前、最中、後での国内の保健制度を強化することに対する注意が含まれ、危機が襲ってきた時にそれが短期的措置にとって代わることがないことを保障することであろう³⁵。この包括的取組には、資金提供とプログラム上の要件から生じるかも知れないが、サイロに入れられたパラダイムを固定化し、ある型の女性と女児の経験を無視するという結果になることもある狭く定義された介入とプログラム形成を調べることも必要とする。例えば、被害者として名乗り出てこなかった者をおそらく除外しつつ、暴力被害者のための包括的な性と生殖に関する健康サービスへのアクセスを提供するジェンダーに基づく暴力のためのプログラム形成または紛争関連の性暴力に狭く重点を置く人権監視、親密なパートナーからの暴力に関連する人権侵害または性と生殖に関する健康と権利の侵害を分析することを怠ることである。人権・人道提唱者は、ますます、2分法的枠付けを超え、女性と女児を対応の中心に据え、すべての女性と女児の経験の全体像を捉える包括的取組を要請しており、これが危機の状況を超えてサービスへのアクセスの点でケアの連続を確保するものである。

B. カギとなる要素

1. 利用でき、アクセスでき、受容でき、質が高く、包括的な性と生殖に関する健康ケア

40. 他の状況と同様に、人道の場における人権に基づく取組は、誰に権利があるのか(権利保持者)と国際人権法の下でどんな自由と資格を有しているのか、並びに権利保持者がその権利を享受することを保障することに対して責任を有する者(責務の担い手)の責務を明らかにする。これは、性と生殖に関する健康と権利は、人道の場でさえ支持されなければならない人権であり、慈善の問題ではないことを認めている。人道の場の状況で、民間の行為者の役割も許され、国家または占領軍は、民間の行為者が人権侵害にかかわらないことを保障する責務をとどめていることを認めている³⁶。ある状況の下では、特に明確化できる政治的構造を持つ武力集団が領土と国民にかなりの支配力を行使しているところでは、非国家行為者は、国際的人権を尊重する責務がある³⁷。本セクションは、利用可能性、アクセス可能性、受容性及び質並びにこれら人権の要件がどのように人道の場の状況でさらなる分析を必要とするかを説明している。

41. 人道政策とプログラムは、機能する性と生殖に関する健康施設、物品及びサービスの十分な量と

³⁴ 独立説明責任パネル、12頁も参照。

³⁵ A/70/709、パラ 110 を参照。

³⁶ 例えば、国連イラク支援ミッション(UNAMI)/OHCHR、イラクで ISIL に捕えられたり、ISIL が支配している地域にいる性暴力被害者の権利の推進と保護に関する報告書(2017年)、パラ 45。

³⁷ OHCHR、*武力紛争における人権の国際的法的保護*(2011年)、23-37頁；女子差別撤廃委員会、一般勧告第 30号、パラ 16。

範囲を通して利用可能性を保障するべきである。例えば、これには訓練を受けた熟練した保健ケア職員並びに包括的な性と生殖に関する健康サービスが含まれる。危機が包括的な性と生殖に関する健康サービスを提供する国家の能力を妨げている場合には、一般勧告第 22 号で説明されているように、性と生殖に関する健康への権利の核心となる内容と共に、「最低当初サービス・パッケージ」が、どのサービスが優先されるべきかを決定する重要な慣行となり、出発点となる。これらサービスは、差別なく提供され、明確なリファラルの道と統合された取組の確立と実施が含まれなければならない³⁸。個人とその地域社会が、これらサービスが利用でき、どこでアクセスできるかに気づいていることを保障することに注意することも極めて重要である。人道の場合は、サービスの利用可能性を確保する能力を複雑化し、介入への特別な注意を必要とし、これが仕事の交替または保健ケアの利用者が始めた介入のような効率性を最大限にできる。

42. さらに、公共セクターによっても民間セクターによっても提供される性と生殖に関するサービス、施設、情報は、最も脆弱で周縁化された状況にある女性と女兒のためのアクセスを明らかにし、保障することに特に重点を置いて、受け入れ社会を含め、すべての悪影響を受けている個人と地域社会に物理的にも経済的にもアクセスできるものでなければならない。これは、そのようなサービスと安全で飲用に適した水と適切な下水施設のような底辺にある決定要因が、障害を持つ女性と女兒を含め、安全に物理的に手の届く範囲内にあることを保障することを意味する。アクセス可能性は、インフラが壊れ、人々、特に女性と女兒が移動する能力が不安定と課せられる移動制限の結果として制限されるので、危機の状況では主要な課題となる³⁹。例えば、コンゴ民主共和国での数十年の紛争後に、妊産婦・子ども保健を保障する重要なイニシアティブが進行中であるが、保健ケア制度は、ひどく破壊され、多くの保健施設は電気も水もなく、緊急産科ケアのような基本的サービスを提供する能力がないままになっている⁴⁰。

43. アクセス可能性も性と生殖に関する健康と権利に関する情報と考えを求め、受け、分かち合う権利を奨励する。この情報は、正確で、年齢、言語、障害及びその他の関連要因を考慮に入れて、危機の悪影響を受けたすべての人々にアクセスできる形式で提供されなければならない。団体の IPAS もその提出物の中で強調しているように、幅広い情報と意識啓発キャンペーンに加えて、あらゆる状況の若い人々にも年齢にふさわしい、文化的に受容できる、証拠に基づく、信頼でき、包括的な性教育が必要である。

44. 上記を仮定して、すべての性と生殖に関する健康サービス、物品、施設及び情報は、何時も個人の保健利用者とその経験、見解、ニーズを中心にしていなければならない。これらは、科学的に医療的に適切で、質が高く、ジェンダーと生活のサイクルの要件に配慮したものであり、機密性を尊重し、当該者の健康状態を改善するよう立案され、医療倫理に沿って、個人にとって文化的に受容できる(受容性のある)ものでなければならない。例えば、いくつかの国々でのプログラムの経験が、女性は利用で

³⁸ コンゴ民主共和国における UNFPA の提出物も参照。

³⁹ 特に検問所での妊婦の移動制限に関しては、A/HRC/10/355 を参照。サービスへのアクセスの欠如に関しては、OHCHR、上記脚注 18、23 頁と 31 頁を参照。

⁴⁰ www.savethechildren.org/content/dam/usa/advocacy/sown-2o14.pdf, 35 頁; コンゴ民主共和国の UNFPA の提出物も参照。

きる時には質の高い長持ちする方法をしばしば選択することを示しているもので、ありとあらゆる避妊の選択肢が、女性と女兒の好む選択肢を確かめる努力と共に、確保されなければならない。ほとんどの人道の場で、避妊サービスが提供されるならば、避妊の短期的方法が基準であるようである⁴¹。重要なのは、保健上の証拠よりは個人のイデオロギーを特徴とする保健ワーカーによる父親的温情主義の取組は、人権の要件に反するものであり、自分の性と生殖に関する健康についての女性と女兒の自主的意思決定の尊重をむしろ評価することである。受容性と質も、情報がどのように機密裏に保たれているかを伝え、強制または第三者の立ち合いと影響を受けずに情報を得た意思決定を推進するために、カウンセリング、検査、治療のための安全なスペースの利用可能性を確保することを含め、保健利用者のプライバシーと機密性に対する尊重も必要である。

45. 進歩にもかかわらず、人道危機の現実には、女性と女兒が崩壊した保健制度、途方もない経費、情報と決定力の不足、プライバシーの欠如、不安定、移動制限、ケアを探すことに対するさらなる暴のために質の高いサービスにアクセスする際に、重大な障害に直面し続けていることを意味する⁴²。「最低当初サービス・パッケージ」は、しばしば完全には実施されず、思春期の若者のようなある集団にとってのアクセスは、依然として課題である⁴³。例えば、性暴力サヴァイヴァーを含めた女性と女兒は、中絶の合法性⁴⁴または中絶は基本的医療ケアとは考えられていないという見解についてのサービス提供者の側の誤った認識のために、安全な中絶サービスへのアクセスを得ることに対する克服し難い障害に直面するかも知れない⁴⁵。性暴力とジェンダーに基づく暴力の状況では、汚名、不安定、機密の安全なスペースの少なさ、義務的な通報の要件、不明確なりファール道の道が、被害者/サヴァイヴァーが適切な医療ケアを求めることを思いとどまらせる⁴⁶。効果的なりファールの道を含め、資金、ロジスティクス、サイロに入れられた取組と条件という点での課題のみならず、カギとなる行為者の間の「最低当初サービス・パッケージ」の優先の欠如、関連するこれに対する認識の欠如も残っている⁴⁷。さらに、保健サービスの提供は、移動制限---サービスを提供する人道行為者のみならず妊娠中を含めた女性と女兒の---によって複雑化している⁴⁸。

46. 人権に基づく取組も、非差別と平等、参画とエンパワーメント、持続可能性と国際支援、透明性と

⁴¹ 世界人口の状態、65 頁。

⁴² 同上、38-40 頁; WHO と国際学計画連盟の提出物。

⁴³ 例えば、WHO 及び機関間作業部会、*危機状況のための機関間性と生殖に関する健康キットの利用の 2017 年の評価*(2017 年)、14-16 頁を参照。http://iawg.net/wp-content/uploads/2018/01/Report-on-the-Use-of-the-IARH-Kits_11.2017.pdf より閲覧可能。

⁴⁴ UNFPA によれば、「世界人口の 99%が、ある状況の下では中絶が許されている国々で暮らしている。」*世界人口の状態*、68 頁。UNAMI/OHCHR、パラ 46 も参照。

⁴⁵ T. McGinn 及び S. Casey 「人道機関はなぜ安全な中絶サービスを提供しないのか?」、*紛争と保健*(2016 年)中; A. Radhakrishan、「人道の場で安全な中絶を保護する: 法的・政策的障害を克服する」、*性と生殖に関する健康問題*(2017 年 11 月)中、40-47 頁を参照。

⁴⁶ 例えば、A/HRC/31/46(2016 年)、パラ 38 を参照。。

⁴⁷ M. Onyango, B. Hixon, S. MacNally, 「緊急事態中の理性と生殖に関する健康のための最低当初サービス・パッケージ: 新しいパラダイムの時」、*世界公衆衛生*(2013 年)中、342-356 頁。*世界人口の状態*、43-44 頁、68 頁も参照。

⁴⁸ ナイジェリア国内人権委員会、WHO、性と生殖に関する権利センター、国際家族計画連盟、Marie Sgotopes インターナショナル、女性エネイブルド・インターナショナルの提出物を参照。

説明責任の人権原則を通してプログラム・サイクルを分析している⁴⁹。

2. 非差別と平等

47. 女性差別は、誰が大事で誰が大事でないかについての社会階層を反映して、妊産婦保健及びより幅広く性と生殖に関する健康に関連するものを含め、女性だけが必要とするサービスを優先しない際の要因である。これは、年齢、民族性、人種、宗教、移動の状態を根拠とするものを含め、重複し、重なり合う形態の差別によってさらに複雑化される⁵⁰。例えば、避妊へのアクセスは、しばしば、人道の場で制限されている。そのようなサービスが存在するところでは、思春期の女兒と未婚の女性と女兒にとってのアクセスは、保健ワーカーとサービス提供者の態度の影響のみならず、多くの場合婚姻外の性行動についての広がったジェンダー規範のために特に困難である⁵¹。同様に、「世界尊重される妊産婦ケア会議」によってその提出物の中でも強調されているように、妊娠している女性と女兒は、しばしば個人レベルでも構造的レベルでも虐待を経験しており、これがしばしば乏しいインフラ、欠品またはストレス、提供者の過労と給料の欠如のような要因に牽引されている。

48. 従って、非差別と平等の原則の適用は、取り残される最も大きな危険にさらされている女性と女兒に特に注意を払うことを意味する。これは、公共の領域でも民間の領域でも、性と生殖に関する健康と権利の侵害とジェンダーに基づく暴力の根本原因を認め、これに対処する手助けにもなる。例えば、ブラジルでは、ジカ熱ウイルスの勃発が、国の最も貧しい地域の黒人の若い女性と女兒に特に厳しいインパクトを与えた⁵²。ジカ熱に対するその脆弱性の根本原因と性と生殖に関する選択肢の欠如には、性と民族性に基いて彼女たちが直面している差別のみならず、社会経済的地位と生活条件に基いて彼女たちが直面している剥奪が含まれた。

3. 参画とエンパワーメント

49. 女性と女兒は、本来保護が必要な脆弱な被害者であり、援助の受動的な受益者として、主として多くの機関によってみなされ続けている。しかし、女性と女兒は、人権擁護者、保健サービス提供者、初回の対応者、武装集団または抵抗運動の戦闘員またはメンバー、環境活動家、サヴァイヴァー、正式の情報を得た和平プロセスの積極的参加者を含め、多くの形態でその働きを示している⁵³。女性と女兒の考え、経験、ニーズを反映している人道行動の効果的管理を保障することに加え、人道行動のための原則のような人権に基づく取組は、女性と女兒が性と生殖に関する健康と権利に関連するものを含め、その生活に影響を及ぼす決定に参画する資格があることを認めている⁵⁴。これには、キャンプ委員会と

⁴⁹ 性と生殖に関する権利センター、「紛争の悪影響を受けた女性の女兒の性と生殖に関する健康と権利を確保する」(2017年、ニューヨーク)、28-29頁も参照。

⁵⁰ 例えば、A/HRC/32/18、パラ 38-39 を参照。

⁵¹ *世界人口の状態*、42頁を参照。

⁵² 人権監視機構、北東ブラジルでのジカ熱の勃発が女性と女兒に与えた無視された前例のないインパクト(2017年)、8頁。

⁵³ 女子差別撤廃委員会、一般勧告第30号、パラ6を参照

⁵⁴ 同上。「災害危険削減仙台枠組」(2015年)；「持続可能な開発目標」(2015年)も参照。

意思決定、直接的または間接的に性と生殖に関する健康と権利に関係する調整メカニズムへの参画を含めることができよう。

50. 地方の女性グループと強力なパートナーシップを組み、財政的にこれを支援することも、効果的な保健サービス提供にとって極めて重要である。これは、地方の社会との信頼を築き、アクセスを保障しつつ、価値、慣行、信念がいかに関地域社会で性と生殖に関する健康にインパクトを与え、その結果、文化的に受容でき、包摂的な政策とプログラムの立案、実施、評価を支援するかかについての理解を深める⁵⁵。

4. 持続可能性と国際援助

51. 国際援助は、国内の保健制度を強化し、国家が責務の担い手としてその主たる責任を完全に果たし維持するのを支援することを目的とするべきである。開発と人道の格差を埋める努力を支援することも極めて重要である。UNFPA が述べてきたように、女性と思春期の女性の性と生殖に関する健康と権利を保証することは、包摂的で公正な開発の目標を達成することに向けて長い道程を行くことになり、より強靱な社会に繋がり、危機に耐え、一層の強靱性に繋がるように再建することができことに繋がることになろう⁵⁶。

52. 介入の持続可能性は、国内及び地方の行為者のその責務に応える能力に対してその権利と支援を主張する、影響を受けている地域社会と個人のかかわりと主体性がある場合に増加する。国の保健サービス提供者に関する能力開発は、性と生殖に関する健康と権利に関する訓練、人道的母集団に仕える保健制度における仕事の交替、悪影響を受けている地域での国内及び地域の専門家社会のかかわりを含め、検討できる⁵⁷。持続可能性は、危機が特定の個人と母集団の危険を悪化させる様態にますます注意を向けることも要求する。

53. 「機関間現地マニュアル」は、国家を含めたすべての人道行為者が、協力して、できるだけ早く、「最低当初サービス・パッケージ」から包括的な性と生殖に関する健康サービスに向けてプライマリー・ヘルス・ケアへの移行を確保する必要性を強調している。これは理想的には3~6か月以内であろうが、数週間内であることもある。人権に基づく取組は、さらに、緊急事態の始まりを含め、性と生殖に関する健康の特定の側面のための包括的ケアに向けて国家とその他の行為者が動く立場にある場合には、できるだけ速やかにそうすべきであることを規定している。

54. 緊急事態での性と生殖に関する健康のための資金提供の上昇傾向にもかかわらず、(a)すべての人道セクターにわたるジェンダーに配慮した資金提供、(b)排除されている集団のための予算を増やすことへの政治的コミットメント、(c)最小限のサービスの必要性に応えること、(d)緊急事態のあらゆる段階で性と生殖に関する健康と権利に向けて資金をコミットする能力が限られておりまたはその意思がな

⁵⁵ ActionAid、「前線：人道行動において女性のリーダーシップを触媒する」(南アフリカ、ヨハネスブルグ、2016年)。

⁵⁶ 世界人口の状態、76頁。

⁵⁷ WHOによる提出物。

いドナーや政府があるという点で、いまだに大きな格差がある⁵⁸。

5. 透明性と説明責任

55. 人権説明責任は、全プログラム・サイクルを横断し、多様な人道行為者の行政的・社会的・政治的・法的説明責任を含め、多様な、参加型の、透明性のある形態の監視、見直し、監督を伴う。司法手続きと並んで、例えば国内人権機関、保健コミッショナー、民主的に選ばれた地方保健会議、公聴会、キャンプ委員会、ニーズとインパクト評価、データ収集と分析、サービス提供地点での財政と質の地域社会を基盤とした監督を含め、説明責任を確保するためのその他のメカニズムと手続きがある⁵⁹。保健制度のように、もし緊急事態前に存在しているならば、説明責任メカニズムは、危機の場でしばしば崩壊する。人道の場で、社会的説明責任を含め、説明責任を推進する革新的で効果的な取組を明らかにするために一層の注意が必要とされる。

56. 安全に、倫理的に行われる独立した見直しメカニズムは、取り残される最も大きな危険にさらされている人々を明らかにし、侵害の根本原因に対処し、万人に平等なアクセスがあることを保障することにより、基本的役割を果たすことができる。これには、危機の場で女性と女兒が受ける人権侵害の連続を認め、これに対応する統合されたアジェンダを推進する際に重要な役割を果たすことができる様々な国連機関によってマンデートを与えられる調査委員会と事実確認ミッションのような調査機関が含まれるかも知れない。例えば、そのような機関は、性と生殖に関する健康と権利の侵害に関する傾向の分析を提供し、リファラルの道とフォローアップが実際に当該個人の考え、経験、ニーズにとって適切で、配慮したものであるかどうか、性と生殖に関する健康サービスが不足している時に効果的な救済策が存在しているかどうかを検討できる。現在まで、性と生殖に関する健康に関連する人権についての問題は、滅多に取り上げられることがなかったか、またはそのような機関の作業の中でおざなりにしか対処されてこなかった⁶⁰。

57. 悪影響を受けている全ての女性と女兒のための質の高い性と生殖に関する健康サービスのアクセス可能性と適切性に関する信頼できるデータは、依然として珍しいままである⁶¹。さらに、人権に基づく取組と介入の効果とリファラル後のフォローアップとケアの連続を含め、介入の効果のデータと効果的文書化には格差がある⁶²。適切なデータ収集を妨げる理由には、社会のすべてのセグメントと分類データにアクセスする際の困難、機密性確保の欠如、資金不足、方法論を含め、統合され標準化された

⁵⁸ 2017年危機の状況のための機関間性と生殖に関する健康キットの利用の評価、15頁。世界人口の状況、14頁。

⁵⁹ <http://governance.care2share.wikispaces.net/Social+Accountability> を参照。

⁶⁰ 例えば、エリトリアの人権に関する調査委員会の詳細な結果の報告書、パラ 123-125、www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/CofEritrea/Pages/ReportColEritrea.aspx; 及び A/HRC/25/63、パラ 60 を参照。

⁶¹ この状況では、OHCHR、データ収集に対する人権に基づく取組の適用に関するガイダンス・メモ、(2016年)、www.orchr.org/Documents/Issues/HRIndicators/GuidanceNoteonApproachtoData.pdf より閲覧可能を参照。

⁶² 両方の場合、コンゴ、マリ、ナイジェリア国内人権家委員会及び WHO の提出物を参照。Blanchet 編、「人道危機での講習衛星介入に関する証拠」、*The Lancet*(2017年6月8日)も参照。

取組と調整に対する抵抗が含まれる⁶³。

58. 緊急事態の悪影響を受けている女性と女兒には、サーヴィ提供を監視する際に果たすべき役割がある。この状況で、意識啓発と権利を主張するその能力を発達させることが極めて重要である。説明責任メカニズムも、保健利用者からのフィードバックが、対応における行動計画を開発し、実施し、監視することを含め、サーヴィ提供の見直しを特徴づけることができるように、保健ケア施設内に設立されるべきである。さらに、プログラム形成を特徴づける手助けをする評価を含め、人道行為者による状況データと分析も、説明責任に対する要求を強化するために、女性団体と分かち合うことができよう。

59. セクター全体にわたる政策、プログラム形成及び調整における透明性は、効果的な説明責任にとって極めて重要である。権利保持者と責務の担い手は、特に誰がどのサーヴィを提供しているのか、そのようなサーヴィはどのように調整されているのか、なぜあるサーヴィが他のサーヴィより優先されるのか、どこでそれらが提供され、どのようにそこに到達するのかの場所、どのように誰によってなぜあるサーヴィに資金が提供されるのか、どれくらいの期間サーヴィが続くのか、サーヴィは何を達成することを目的とし、出口計画があるのかどうか、サーヴィが誰に届かないのか、これら決定の背後にある理由について明確な理解を持つべきである。

60. 最後に、説明責任の原則は、権利保持者が責務の担い手はその責務を果たさない時に賠償を求めてもよいことを保障する。国の司法制度は、かなり欠陥があり、弱体化しており、または全く存在しないかも知れないので、賠償は裁判所の介入には限られない。効果的な賠償へのアクセスは、司法を求める際に、女性と女兒が直面する特別な障害を認め、除去しなければならない。これには、苦情を受け、これに対処し、サーヴィに意味ある変更を加える機密の偏見のないプロセスの確立が含まれる。最後に、効果的な救済策にはジェンダー変革的で被害者/サヴァイヴァーを中心にした包括的な賠償も含まれるべきである。

VI. 勧告

61. 国連人権高等弁務官は、予防できる妊産婦死亡と罹病を削減することに向けた人権に基づく取組を実施する数多くのイニシアティブをステイクホルダーが世界中で実施してきたと感謝と共に述べている。妊産婦死亡と罹病に不相応な破壊的なインパクトを与えて、ますます複雑化し長引く人道危機に直面している世界で、緊急事態の備えと対応を補い、特徴づけるガイダンスの価値を仮定して、高等弁務官は、理事会が依然としてこの重要な問題にかかわることを勧告している。特に高等弁務官は、予防できる妊産婦死亡と罹病を撤廃することへの人権に基づく取組が、いかに人道の場で事業化できるかに関する理解を深めるために、強化された努力が必要であろうと述べている。

62. 以下の勧告は、関連各国、人道行為者及びその他のステイクホルダーに対してなされる：

(a) 国際・地域レベルのみならず、国内・準地域レベルでもできるだけ広く OHCHR が開発した技術ガイダンスと関連ツールの実施を普及し、推進すること。

⁶³ 国際家族計画連盟の提出物。

(b)国際援助政策を含め、性と生殖に関する法律と政策を国際人権基準に沿わせること。

(c)「2030 アジェンダ」と「世界人道サミット」の状況を含め、国際・地域人権メカニズムに報告する際に、技術ガイダンスがいかにか国によって実施されてきたかに関する分析を含めること。

(d)個々の女性と女兒を人道準備と対応の中心に据え、サイロに入れられた取組と分裂したプログラム形成を克服する必要性を認めるより包括的で統合された取組を確保すること。

(e)脆弱な状況にある女性と女兒に特に注意を払って、人道緊急事態の始まりで「性と生殖に関する健康最低当初サービス・パッケージ」の完全実施を優先し、できるだけ早く包括的な性と生殖に関する健康サービスに向けた移行を確保すること。

(f)個人の保健利用者とその見解、経験、ニーズを中心に据え、悪影響を受けた母集団に知られ、統合された取組を推進し、ケアの継続とフォローアップへの注意を含めた明確なリファールを確立すること。

(g)資金提供とサービス、アクセスと提供のためのプロセス及び危機対応のニーズ、優先事項を明らかにし、決定する際に、その働きを認めて、女性と女兒の意味ある参画を保障すること。

(h)信頼できる治療、受け入れ母集団を含め、悪影響を受けている母集団のすべての女性と女兒のための性と生殖に関する健康サービスの利用可能性、アクセス可能性、適切性及び質に関する協働的な分類データの収集に資金を提供し、推進すること。

(i)調査委員会と事実確認ミッションを含め、人権理事会によって設立された調査機関のマンデートに、性と生殖に関する健康と権利の組織的統合を検討し、母集団の強制移動と人道の状況と場での生活条件を含め、危機の場とその結果で女性と女兒が受ける人権侵害の連続を認め、これに配慮する統合されたアジェンダを推進すること。

(j)行政的・社会的・政治的・法的なものを含め、多様で、参加型で、透明性のある形態の監視、見直し、監督を含め、人道プログラム・サイクル全体を通して、「説明責任のサイクル」の概念を統合すること。

(k)危機の悪影響を受けたすべての者、特に女性と女兒がアクセスできる形式で提供される正確な情報を分かち合うことを含め、人道対応においてセクターとクラスターにわたる政策、プログラム形成、調整の透明性を確保すること。

すべての女性と女兒⁶⁴による人権の完全享受と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施へのジェンダーの視点の組織的主流化におけるギャップ、課題、これを目的とする好事例を検討するための 会期間専門家会議(A/HRC/39/34)

国連人権高等弁務官報告書

概要

本報告書は、すべての女性と女兒による人権の完全享受と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」へのジェンダーの視点の組織的主流化に関する人権理事会決議第 36/8 号に従って提出されるものである。その決議の中で、理事会は、国連人権高等弁務官に、すべての女性と女兒による人権の完全享受と「2030 アジェンダ」の実施へのジェンダーの視点の組織的主流化におけるギャップ、課題、これを目的とする好事例を検討するための 2 日間の会期間専門家会議を開催し、第 39 回人権理事会に提出するためにその会議の成果に関する報告書を準備するよう要請した。専門家会議は、2018 年 5 月 2 日と 3 日に、ジュネーブで開催された。

I. 序論

1. 人権理事会は、その決議第 36/8 号で、国連人権高等弁務官に、加盟国、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、国連人口基金(UNFPA)及びその他の国連機関・基金・計画、国際人権メカニズム、市民社会団体及びその他の関連ステイクホルダーと協力して、すべての女性と女兒による人権の完全享受と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施へのジェンダーの視点の組織的主流化におけるギャップ、課題、これを目的とする好事例を検討するために 2 日間の会期間専門家会議を開催するよう要請した。理事会は、高等弁務官に、その会議の成果に関する報告書を準備し、第 39 回理事会にそれを提出するようにも要請した。
2. 会期間専門家会議は、ジュネーブで 5 月 2 日と 3 日に開催された。物理的にこの会議に出席できなかった一人の専門家がプレゼンテーションに参加したが、16 名の専門家がワークショップに出席した。この会議は、加盟国、市民社会団体、国連機関、学界を含め、オブザーヴァーに公開された。本報告書の中で、高等弁務官は、専門家によって開催された討論、オブザーヴァーによる発言、会議で分かち合われた有望な慣行を概説している。
3. 専門家会議での討論は、既存の評価に基づき、ジェンダーの視点の統合が強化できる領域の説明的例を用いた。討論の中で、参加者たちは、女性の権利とジェンダー平等のレンズを通して、「2030 アジェ

⁶⁴ 脚注 10(訳者注)を参照。

ンダ」の3つの側面---経済的・社会的・環境的---にわたっていくつかの「持続可能な開発目標」を関連付けた。専門家たちは、「2030 アジェンダ」の実施においてジェンダーの視点をどのように統合し、「持続可能な開発目標」を達成する努力が女性の権利とジェンダー平等を推進することをどのように保障するかに関して提案を行った。彼らは、国連システム全体にわたって、女性の権利とジェンダー平等を推進するように「2030 アジェンダ」の実施を支援する努力においてその他の多様な行為者との相乗作用をいかに高めるかに関する勧告も行った。専門家によるアジェンダ、概念メモ、プレゼンテーションの全容は、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のウェブサイトで見ることができる⁶⁵。

II. 状況を定める

4. 国連全加盟国によって採択された「2030 アジェンダ」に関する総会決議第 70/1 で、各国は、ジェンダー不平等が依然として持続可能な開発にとっての大きな課題であることを認めて、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを保護することを公約した。国々は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの実現が、「2030 アジェンダ」のすべての「目標」とターゲットにわたる進歩に重要な貢献をし、「2030 アジェンダ」の実施においてジェンダーの視点を組織的に主流化することが極めて重要であることも認めた。国々は、「世界人権宣言」とその地の人権に関連する国際文書と国際法の重要性も再確認し、新しいアジェンダが国際法の下での国家の権利と責務に沿うように実施されることを要請した。

5. 会期間会議で、専門家たちは、「2030 アジェンダ」には統合され、過激主義、紛争、環境悪化の発生に強力な反物語を提供できる不可分で、性質が世界的で普遍的に適用でき、持続可能性、平等、平和、人間の進歩に重点を置き、国々の内部及び国々にわたって深まる不平等の傾向に挑戦する誰も取り残さないことを誓い、人々を中心に据える目標とターゲットがあることを認めた。言い換えれば、「2030 アジェンダ」は、「世界人権宣言」を実現するための事業計画と見ることができよう。

6. 同時に、しっかりとした統計と新しい分析に基づいた「2030 アジェンダ」の実施の国連ウィメンによる最近の見直しは、すべての国々と地域にわたって持続可能な開発のあらゆる側面で広がったジェンダー不平等の根強さを明らかにし、多くの領域で、2030 年までに「持続可能な開発目標」を達成するための進歩があまりにも遅いままであることを示してきた⁶⁶。この状況で、専門家たちは、ジェンダーに基づく不平等と性的指向、民族性、先住民族の地位、障害及び年齢に基づくものを含め、その他の不平等との相互作用が、「2030 アジェンダ」の実施全体を通して徹底的に課題とされ、破壊されるべきであることを強調した。

7. この目的で、以下の4つのカギとなる行動の領域が提案された:

(a)ジェンダーに特化した指標を欠いている17の「持続可能な開発目標」のうちの6つに関するものを含め、ジェンダー統計を強化し、国の維持される制度を支援することにより、女性と女児のために遂

⁶⁵ www.ohchr.org/EN/Issues/Women/WRGS/Pages/SystematicMainstreamingIntersessionalMeetings.aspx を参照。

⁶⁶ 国連ウィメン、*約束を行動に変える: 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」におけるジェンダー平等*(ニューヨーク、2018年)。

げられた進歩の監視を改善すること⁶⁷。

(b)ジェンダー平等をジェンダー変革的政策を通して、「2030 アジェンダ」の中心に据えること。

(c)ジェンダー平等の財政ギャップを埋めること。

(d)あらゆるレベルでジェンダー平等に対する説明責任を強化すること。

8. 第一のカギとなる領域に関連して、参加者たちは、不可分性と包括性のカギとなる原則に沿って、「2030 アジェンダ」とその目標の実施を通して、ジェンダー平等と女性と女児の権利を推進しつつ、性と生殖に関する健康と権利の領域を含め、「ミレニアム開発目標」のプロセスの下でようやく勝ち取った進歩を巻き戻さないことが極めて重要であることを認めた。

9. 開会ステートメントで、副高等弁務官は、世界中の人々がソーシャル・メディアを通して---時には創造的に、時には破壊的に---自分たちの声を増幅していることを指摘した。この新しい型のかかわりは、正規の政治的代表者が直接手の届く範囲を超えて起こっており、民間の行為者、伝統的行為者、市民社会行為者のような非国家行為者の役割を増やしている。副高等弁務官は、開発の積極的担い手としての女性と女児の参画はどのようにこの力学の中で確保できるのかと尋ねた。

10. 専門家の中には、民主主義の重要性を強調した者もあった。現在、世界は、若い人々の90%が比較的貧しい国々に集中している状態で、歴史上で若い人々の最大の割合を目撃している。彼らは、意思決定で最も取り残される傾向のある人々である。子どもと若い人々、特に女児の生活に与えるインパクトは、「2030 アジェンダ」の成功と失敗のリトマス試験紙であろう。

11. 最後に、女性と女児は均質の集団ではなく、直面する重なり合う形態の差別のために最も周縁化されている女性と女児に重点を置くことが重要であることを強調した。同様に、人権は広範な性自認より成っており、従って平等は、異性愛の男女のみならず、LGBTI及び男女別のない人々もカヴァーするものと理解されるべきことが認められた⁶⁸。

III. 社会的・経済的・環境的側面にわたって「2030 アジェンダ」の実施への女性の権利とジェンダーの視点の統合

12. この討論の一つのセグメントは、ジェンダー平等と女性の権利のレンズを通じた「2030 アジェンダ」の3つの側面---経済的・社会的・環境的---の間の関連性の分析に捧げられた。専門家たちは、天然

⁶⁷ その報告書の中で、国連ウィメンは、「目標6」(清潔な水と下水道)、「目標7」(料金が手頃なクリーン・エネルギー)、「目標9」(工業・革新・インフラ)、「目標12」(責任ある消費と生産)、「目標14」(水面下の生命)、「目標15」(地上の生命)にはジェンダーに特化した指標が欠けていることを悪らかにした。

⁶⁸ 人権理事会決議第32/2号; 女子差別撤廃委員会一般勧告第19号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号(2017年)、パラ12; 経済的・社会的・文化的権利に関する経済的・社会的・文化的権利委員会一般コメント第20号(2009年)も参照。暴力のない状況では、人の自由と安全保障に関する人権委員会一般コメント第25号(2014年)、パラ3と9も参照。

資源の管理と産業活動、生産と消費の型、都会化と環境と生態系のように、特に、ジェンダーに対応する実施と監視が依然として脆弱である領域で、ジェンダー平等と女性の権利がどのように「2030 アジェンダ」の実施に関連しているかを示した。

13. 一人の専門家は、東部アフリカの経験に基づいて、特に持続可能な生産にとって女性の権利の実現、環境と気候行動がなぜ重要なのかを強調して、農業生産性における女性の役割を論じた。ジェンダー格差を埋めることによって、持続可能で気候にスマートな農業生産性を改善することは、「持続可能な開発目標 1」(貧困なし)、「目標 2」(飢餓ゼロ)、「目標 4」(質の高い教育)、「目標 5」(ジェンダー平等)、「目標 6」(清潔な水と下水道)、「目標 7」(料金が手頃なクリーン・エネルギー)、「目標 8」(ディーセント・ワークと経済成長)、「目標 13」(責任ある消費と生産)、「目標 15」(地上の生命)に貢献できるであろう。農業生産の成長は、貧困削減と食糧の安全保障に強力な原因となるインパクトを与える。しかし、農業の生産性は、ジェンダー不平等の否定的影響を受け、これが地方経済と政府全体の大きな損失という結果となってきた。例えば、マラウィでは、ジェンダー格差を埋めることが、毎年 238,000 名の人々が貧困から抜け出すことに繋がってきた。

14. サハラ以南アフリカでは、女性は積極的な農業人口の 30%から 80%を占めていたが、様々な制約のために、男性農業者よりも生産性が低いと首尾一貫して見られていた。女性の農業生産性を妨げている要素には、土地、知識、肥料及び改善された種苗のようなカギとなる農業インプットへの不平等なアクセス、女性が男性労働者を雇うことを許さない広がった文化的規範のために雇用労働へのアクセスの欠如、無償のケア労働と家事労働のために女性が直面する時間の制約、女性に対するジェンダーに基づく暴力が含まれた。農業生産性を改善するために、ジェンダーに対応した政策措置が必要であろう。そのような措置には、政策策定と実施に女性をかかわらせ、知識とスキルを通して女性をエンパワーし、自分の財政を管理し、パートナーとして男性をかかわらせる女性の能力を築くことにより、農業活動におけるジェンダー社会規範を変える措置が必要かも知れない。水とクリーン・エネルギーへの改善されたアクセスを含め、女性農業者の農業生産と家庭の使用のための労働節約技術へのアクセスと利用を改善するための措置も必要とされるであろう。ジェンダーに対応した気候にスマートな農業改良サービスが女性に提供されなければならないであろう。改良された種苗、肥料、金融資源を含め、土地及びその他の資源への女性のアクセスと管理を改善する措置も必要とされるかも知れない。最後に、ジェンダー分類データが収集され、統計手段が改善されるべきである⁶⁹。

15. 一人の専門家は、「2030 アジェンダ」の実施において人口ボーナスに備える際にジェンダー平等に強い重点を置くことの重要性を強調した。これは、経済成長、社会保護と社会サービス、都会化、天然資源管理及び気候対応に関連する政策の重要な要素であろう。人口ボーナスは、出生率の減少、これに続く青年人口のサイズと割合の減少と労働人口の増加によって生み出される。準備と正しい政策があれば、人口ボーナスは長期的開発の可能性のある国々を良好に変革できよう。これは、生産的雇用を生み出し、比較的若い世代への人的資本投資を増やし、人々、特に女兒をエンパワーし、その福利を推進する機会の窓を提供できよう。多くの国々、特にアフリカで、人口ボーナスのための機会が出てくるこ

⁶⁹ 政策勧告の詳細は、報告書「マラウィ、タンザニア、ウガンダにおける農業生産性におけるジェンダー・ギャップのコスト」及び政策説明書「平等に生産的か？ ルワンダの農業生産性におけるジェンダー・ギャップを評価する」を参照。

とが指摘された。

16. しかし、人口ボーナスは当然のものではなく、正しい政策が必要である。適切な政策がなければ、出生率の減少と女性労働力の増加は、ただ女性労働者のさらなる搾取に繋がるかも知れない。ジェンダー平等に重点を置いた重要で長期的な政策公約なしに人口ボーナスを達成した国はこれまでになかった。必要な政策措置には、自分と家族のために最高の選択をするために、女性と夫婦が家族計画サービスにアクセスし、自分自身の性と生殖に関する選択を行う権利と自由を有することを保障し、教育と雇用において、若い女性が男性と平等な機会を享受するよう支援して、人々、特に女性と若い女児をエンパワーすることが含まれた⁷⁰。そのような措置は、有害な慣行---子ども、早期・強制結婚、女性性器切除及び女性と女児に対するジェンダーに基づく暴力のような---を撤廃し、性と生殖に関する健康と権利の実現を推進する努力を伴わなければならない。

17. 一人の専門家は、先住民族と惑星の持続可能な開発への先住民族女性の貢献を強調した。先住民族女性は、生物多様性と生態系を保護し、その伝統的領土での土地と環境を保護することによって気候行動を行い、先住民族の種苗を保護し、気候変動緩和と適応努力の状況でその知識を適用することにより、気候行動を取っている。これら行動は、「持続可能な開発目標 13」(気候行動)と「目標 15」(地上の生命)の達成に関連していた。先住民族女性は、変革の担い手として、認められるべきであり、その貢献と知識は、認められ、保護され、尊重されるべきである。

18. 近年、気候変動への対応に、ジェンダーの視点と女性の権利を統合することに関して、分析とガイダンスが開発されてきた。気候変動の状況で、災害危険削減のジェンダーの側面に関する一般勧告第 32 号(2018 年)で、女子差別撤廃委員会は、気候変動が、天候と気候の危険の頻度と強度を増すことにより、世界的に災害の危険とインパクトを悪化させていると述べた。危機の状況が既存のジェンダー不平等を悪化させ、特に貧困の中で暮らしている女性、先住民族女性、民族的・人種的・宗教的・性的マイノリティに属している女性、障害を持つ女性、難民・亡命者・国内避難民・無国籍・移動女性、独身女性、思春期の女児、高齢女性に対する重なり合う形態の差別も複雑化している。こういった人々は、しばしば、男性またはその他の女性に比して、不相応な悪影響を受けている。他方、そのような災害に対するジェンダー変革的対応は、既存のジェンダー不平等を矯正する機会を提供できよう。

19. 一般勧告第 37 号で、委員会は、災害に対する対応が、女性、特に重なり合う差別に直面している女性のための実体的平等を推進し、女性と女児の参画とエンパワメントを保障し、女性の法的能力を認め、その司法へのアクセスを推進することが重要であることを強調した。委員会は、そのジェンダー役割と家庭・地域社会・一般社会における差別のために女性と女児が直面する高い危険を明らかにするために、また、災害対応においてそのような危険の根本原因に対処する際に、保健、社会保障、暴力を受けられない自由のような問題に関するジェンダー分析の重要性も強調した。委員会は、気候変動の状況での災害危険削減における国家の治外法権的責務も説明した。これら勧告は、例えば、「持続可能な開発目標 5」(ジェンダー平等)と関連して、「目標 11」(持続可能な都市と地域社会)と「目標 13」(気候行動)を達成するための計画と政策を実施する際に国家にガイダンスを提供した。

⁷⁰ 政策勧告の詳細は、人口ボーナス世界アジェンダ会議、「人口ボーナスの機会に備える」、世界経済フォーラム、2015 年を参照。

20. 専門家たちは、条約機関の関連作業も指摘した。例えば、女子差別撤廃委員会は、化石燃料と抽出から生じるものを含め、温室効果ガスを減らし(CEDAW/C/NOR/CO/9を参照)、気候変動のために強制移動させられた人々の権利を保護する(CEDAW/C/PHL/CO/7-8を参照)必要性のような問題に対処してきた⁷¹。経済的・社会的・文化的権利委員会は、安全で清潔な飲用水と下水道、エネルギー、土地及び環境が、女性と子どもを含めた万人の適切な生活水準への権利の基本的構成要素であることを認め、委員会は、権利の世代間的性質も認め、水への権利に関するその一般コメント第15号(2002年)で、水への権利が現在と未来の世代のために実現されるべきであることを強調した。一人の専門家は、経済的・社会的・文化的権利委員会のこれから出てくる2つの一般コメントがジェンダー分析とジェンダー対応するまたはジェンダー変革的実施が必要とされる「2030アジェンダ」の領域、つまり、持続可能な開発と環境、経済的・社会的・文化的権利と土地への権利をカバーするであろうことを報告した。ジェンダー平等と女性の平等権の問題は、その2つの一般コメントに統合され、一旦採択されれば、締約国のために基本的ガイダンスを提供するであろう。

21. 加盟国の中には、「2030アジェンダ」の実施において、ジェンダー平等を推進する政策とプログラムについての情報を分かち合ったところもあった。アンゴラの代表は、男女のための平等な機会を確保し、環境危機と闘い、「2030アジェンダ」を実施することを目的とする2018年から2030年までの国内開発計画の最近の採択を述べた。同様に、ボリビア多民族国家の代表は、政府の土地計画が、女性土地所有者の数を増やすことに繋がったと述べた。

22. 専門家たちは、資金が限られた国々を含め、「2030アジェンダ」の実施にジェンダー平等と女性の権利を統合することを優先する戦略領域は、子ども、早期・強制結婚のような有害な慣行、無償の家事労働の平等な配分、有害なジェンダー固定観念と関連する汚名の撤廃、HIV/エイズの予防の状況での性と生殖に関する健康と権利の実現を含めた女性に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃であることを検討した。彼らは、直面する重なり合う形態の差別のために最も周縁化されている集団の女性と女兒に重点を置くことの重要性も強調した。

IV. 誰も取り残さない: 多様性と重なり合いをどのように捉えることができるか?

23. 誰も取り残さないことは、「2030アジェンダ」の中心的、包括的公約であった。会議全体を通して、専門家たちは、異なった集団の人々の多様性を捉えるが彼らが直面する異なった形態の差別の重なり合いも捉えることができる分類データを収集することの重要性を強調した。「2030アジェンダ」の実施の監視で数に入れられることは、ある集団にとっては可視性があることの決定的要素であり、従って取り残されるよりはむしろその参加にとっての決定要素ともなる。「ミレニアム開発目標」を達成する努力で目に見えなかった集団は、「2030アジェンダ」の実施において目に見えないものにされる同じ危険に直面するであろう。そのような集団には、障害者、先住民族、LGBTI及びその他の男女の区別のない人々、難民、移動者、亡命者、国内避難民、貧困の中で暮らす人々及び民族的・宗教的・言語的・

⁷¹ 国際環境法センター及び経済的・社会的・文化的権利世界イニシアティブ、「気候変動の状況での国家の人権責務: 国連条約機関採択の気候変動に関する最終所見と勧告に関する総合メモ」も参照。

人種的マイノリティに属している人々---特にそういった集団に属している女性と女兒が含まれた。

24. 専門家たちは、上記集団を目に見えるものにする継続中の努力を指摘した。国内レベルでは、例えば南アフリカとケニアの国立統計局は、データに人権に基づく取組を適用し⁷²、重なり合う形態の差別を捉えるためにデータを収集していた。南アフリカの国立統計局は、性別・年齢別・民族別・移動状態別・障害別・宗教別・市民の地位別・所得/生活水準別のデータを収集した。南アフリカは、データ収集のための年齢の範囲を15歳以上にまで拡大し、開発の範囲からしばしば除外される高齢女性を含め、高齢者に関するデータの収集を可能にした。ケニアでは、白皮症の人々を含め、障害者と民族的マイノリティに属する人々のデータが収集された。データ分類に加えて、両国立統計局は、参画・透明性・プライバシー・説明責任の原則及びある程度自認の原則を適用した。データへの人権に基づく取組の適用を促進するために、ケニア国立統計局は、ケニア国立人権委員会と協働した。

25. 地域レベルでは、ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会が、ジェンダー及びその他の根拠、特に人種と先住民族の地位に基づく重なり合う形態の差別を含め、分類データの収集とその分析を支援していた。一人の専門家は、過去20年の間にラテンアメリカのますます多くの数の国々がアフリカ系と先住民族に関するデータを取集し始めたことを指摘した。先住民族とアフリカ系女性に対する重なり合う形態の差別のインパクトの集中分析が行われてきた⁷³。世界レベルでは、LGBTI及び男女別のない人々に関するデータを収集する努力も払われてきた。例えば、UNDPの「LGBT包摂インデックス」は、どの程度LGBTIの人々が、5つの領域、つまり、保健、経済的福利、個人の安全保障と暴力、教育及び政治的民事的参画の機会とサービスと開発成果へのアクセスを享受しているかを測定することを目的とした⁷⁴。

26. データ収集が直面するカギとなる課題の一つは、女性と女兒の間の多様性と彼女たちが直面する差別の重なり合いをいかに捉えるかであった。例えば、ラテンアメリカだけでも、826の集団が自分たちが先住民族であることを明らかにし、さらに200の先住民族が存在するかもしれないと見積もられた。自認の原則はデータの人権の取組のカギとなる原則の一つであるが、想定されるアイデンティティのために差別に直面している全ての人々がそのように自分たちを認めているとは限らないかも知れない。例えば、高齢者を含め、心理社会的障害を持って暮らしている人々が、自分が障害者であることを明らかにしないかも知れない。世界の異なった部分の男女の区別のつかない人々が、LGBTIのカテゴリーに当てはまらない異なったアイデンティティを持っているかも知れず、従ってそのように自認もしていなかった。汚名と差別も人々が周縁化されている人々に属している者と自認することを控えさせるかも知れない。そのような多様性を捉えることは、特に資金の乏しい状況では課題であった。あまりにも小さ

⁷² 国連人権高等弁務官事務所、データへの人権に基づく取組: 「持続可能な開発2030アジェンダ」で誰も取り残さない(ジュネーブ、2018年)も参照。

⁷³ ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会、*Mujeres indígenas en America Latina: Dinamicas demograficas y sociales en el marco de los derechos humanos*, 2013年; *Los pueblos indigenas en America Latina: Avances en el ultimo decenio y retos pendientes para la garantia de sus derechos*, 2014年; *Situacion de las personas afrodescendientes en America Latina y desafios de politicas para la garantia de sus derechos*, 2017年; *Los pueblos indigenas en America (Abya Yala): desafios para la igualdad en la diversidad*, 2018年も参照。

⁷⁴ 方法論の詳細は、www.worldbank.org/en/topic/socialdevelopment/publication/investing-in-a-research-revolution-for-lgbti-inclusionを参照。

なサンプルのサイズは統計的に重要ではないかも知れないが、そのような多様性を捉えないことは、ある集団が依然として不可視であり排除されたままであることを意味する可能性があるであろう。

27. さらに、専門家の中には、周縁化された集団に属している女性、女兒及び男女の別がはっきりしない人々の大半は、未だに不可視的であり、「2030 アジェンダ」の実施において排除されていることを強調した者もあった。これら女性と女兒の参画と彼女たちに関するデータの収集を妨げる要素には、市民権の欠如、拘束状態にあること(刑務所施設、入国センター、居住施設、病院を含め)、犯罪者とされていること(例えば性労働者、麻薬使用者、非正規移動者、LGBTIの人々)、インフラ、輸送、通信または情報に関する障害、有害な固定観念と差別が含まれた。周縁化された集団に属している女性と女兒は、「2030 アジェンダ」の実施の一般的プロセスにおいて十分な資金と代表を欠いているかも知れないので、国家が、積極的に彼女たちにかかわる必要があることが提案された。

28. 専門家たちは、周縁化された集団は、しばしば、自分たちを認めてもらうことを主張したり、闘ったりしなければならないことを指摘した。市民社会団体と周縁化された集団を代表する団体は、そのような承認を要求する際に果たすべき重要な役割を有していた。同時に、ある問題に関する見解と立場は、特定の集団を代表する団体(障害者団体または先住民族の代表のような)の間で、また、異なった問題と取り組んでいる団体(例えば、女性の権利、子どもの権利、及びLGBTIの人々の権利)の間で、別れているかも知れない。そのような分裂が、その集団の動員を損なうこともある。周縁化された集団を代表する団体の間のより多くの対話が必要であるかも知れず、人権団体、女性団体及び周縁化された集団を代表する団体の間の一層の協力と協働が役立つであろう。様々な集団の女性と女兒の多様性を捉えるために、専門家の中には、文化間・世代間の対話と集団的権利という概念を含め、異なった集団が抱く様々な世界観の承認の必要性を強調した者もあった。文化的アイデンティティと文化的完結性の重要性も述べられた。

V. ジェンダー平等と女性の権利に関する監視の進歩

29. データに関する討論も、「2030 アジェンダ」の実施におけるジェンダー平等と女性の権利の実現に関して遂げられた進歩をいかに測定するかという問題をカバーした。

30. 一人の専門家は、「ミレニアム開発目標」と「持続可能な開発目標」に到達する際に監視の進歩に対して明らかにされた指標は、健康状態のような女性と女兒の状態における進歩の監視に重点を置いていたが、その社会的地位がいかに改善されてきたかには重点を置いておらず、その状態に関して遂げられた進歩は決して持続可能なものではないことを強調した。例えば、性と生殖に関する健康サービス提供への投資は、自治的意思決定能力とそのようなサービスにアクセスを得るための社会的・財政的資源を管理する力を得ない限り、女性と女兒によるそのようなサービスの持続可能なアクセスにはつながらないであろう。プログラムのジェンダー変革的成果を測定する方法論として、カナダ・プラン・インターナショナルは、「女性と女兒のエンパワーメント指数」を開発した⁷⁵。これは、5つの領域、つまり役

⁷⁵ カナダ・プラン・インターナショナルのジェンダー変革的プログラム形成と測定の構造: 入門書」を参照。

割りと責任、資源へのアクセスと管理、参画と意思決定、社会規範、制度的変化にわたって、ジェンダー不平等の根本原因と直接に関連する変化を測定した。ジェンダー変革的变化を測定するために、ジェンダー関係に関連する態度と認識の変化が、女性と女兒のためのみならず、男性と男児のためにも測定されるべきである。

31. 他の専門家たちは、それぞれのターゲットの下で遂げられた進歩を測定するために明らかにされたそれぞれの「持続可能な開発目標」と世界指標の下で列挙されたターゲットとの間の矛盾を指摘した。「2030 アジェンダ」の実施のために明らかにされた世界指標は、方法論的發展と全体的なデータの利用可能性のレベルによって 3 層に分類された⁷⁶。例えば、層 1 の指標は、概念的に明確であると考えられ、利用できる方法論と基準を国際的に確立し、指標のためのデータが国々によって定期的に生み出された。実際、層 1 の指標は、ほとんどの国家がこれに基づいて報告することになる唯一の指標であった。

32. 国連ウイメンによれば、ジェンダー平等に関する「目標 5」のために明らかにされたわずか 2 つの世界指標が、現在層 1 として分類された。これらは指標 5.5.2(管理職にある女性の割合)と 5.b.1(携帯電話を所有している個人の性別割合)であった。持続可能な開発目標指標に関する機関間専門家グループによれば、国々の内部及び間で不平等を減らすことを約束している「目標 10」には、10.6.7(国際団体での開発途上国の会員と投票権の割合)、10.a.1(関税 0 で後発開発途上国と開発途上国からの輸入品に適用される関税率表の割合)、及び 10.b.1(受け入れ国とドナー国による開発のための総資金の流れと流れの型(政府開発援助、外国の直接投資及びその他の流れのような))という 3 つの層 1 の指標しかなかった。一人の専門家は、ジェンダー平等に関連する多くの「持続可能な開発目標」のターゲットは実に包括的で、国際人権基準に沿ったものであるが、もし「2030 アジェンダ」の実施が統計データと現在の枠組に基づくものであるならば、ジェンダー平等または女性の権利に関する進歩のほとんどは報告には反映されないであろうことを強調した。専門家の中には、層 1 に移動できるように、現在層 II と層 III の下で分類されている「目標 5」の下での指標のための方法論を作成する必要性を示した者もあった。またある専門家の中には、あまりにも層 I に縛られるのではなく、それぞれの国で利用できる最も関連している指標を用いてはどうかと提案する者もあった。

33. 「持続可能な開発目標」の下で利用される指標の中には、「2030 アジェンダ」のために明らかにされた世界指標に含まれなかったものもあった。例えば、初等・中等・高等教育の男児に対する女兒の割合に関する指標と初等教育における就学率に関する指標---両者とも「持続可能な開発目標」の指標の一つとして十分に確立され広く用いられている---は、「持続可能な開発目標」の指標として選ばれなかった。これらは、自由で公正で質の高い初等・中等教育に関するターゲット 4.1 を測定するには十分ではないので選ばれなかった。このターゲットのために選ばれた指標は:

411: 子どもと若い人々の割合: (a) 学年 2/3; (b) 初等教育の終わり; (c) 中学校の終わり; 少なくとも (i) 読み方と (ii) 数学で、性別で少なくとも最低学力を達成していること。

しかし、方法論が確立されておらず、またはデータが容易く利用できないために、これらの指標はすべて

⁷⁶ 世界指標の持続可能な開発に関する国連・機関間・専門家グループ、「世界 SDG 指標のための層分類」、2018 年を参照。

層 II または III として分類されなかった。その結果、古くて不十分ながら既存の就学率の指標は削除されたが、これにとって代わるより良い措置がまだ利用できず、従って初等・中等教育におけるジェンダー平等は報告できなかった。

VI. 「2030 アジェンダ」のための説明責任を強化する際の人権メカニズムの役割

34. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」とその「持続可能な開発目標」の実施のフォローアップと実施のプロセスは、「ミレニアム開発目標」からの一歩前進を示した。持続可能な開発に関する高官政治フォーラムは、世界レベルでの「2030 アジェンダ」のフォローアップと見直しのための主要なメカニズムとして役立った。「2030 アジェンダ」は、各国が、国家及び準国家レベルで国が主導し、国が牽引する進歩の定期的で包摂的な見直しを行うようにも奨励し、これが高官政治フォーラムによる定期的見直しのための基礎として役立つことが期待された。これら見直しプロセスは、様々なステイクホルダーによる参加のために開かれることになっていた。しかし、国家の報告はすべて任意のものであり、国家以外の行為者による参加のスペースは依然として限られていた。この状況で、専門家たちは、「2030 アジェンダ」の実施に対する説明責任を強化する際に国内・国際人権メカニズムの役割の可能性を討議した。

35. 国内レベルで、専門家たちは、国内人権機関の役割を強調した。ケニア国立統計局とケニア国立人権委員会は、公式統計のデータに人権に基づく取組を主流化するために、2017 年に、理解覚書に署名した。そのような協働は、データに対する人権に基づく取組を主流化することに関する意識を啓発し、「2030 アジェンダ」の実施を監視する際に、「取り残され」つつある集団と個人を明確化するという結果となった。

36. アゼルバイジャンでは、人権弁務官事務所が、性と生殖に関する健康に関連する人権責務に応える際に、政府による進歩を追跡するための指標を開発してきた⁷⁷。これら指標は、女子差別撤廃委員会の最も新しい勧告に基づいて、性と生殖に関する健康情報とサービス、中絶、妊産婦保健、女性に対する暴力、性と生殖に関する健康と権利に関する包括的な年齢にふさわしい教育、及び HIV/エイズという 6 つの領域での人権理事会の普遍的定期的レビューの状況で開発されてきた。人権弁務官事務所は、2 年毎に指標の基盤を更新するという政府との協定に達していた。

37. 参加者たちは、任意の国の報告プロセスが影響力を得つつあり⁷⁸、国内レベルで討議と政治公約を生み、女性グループ及び市民社会一般の政府当局との交流を合法化したと述べた。この状況で、専門家たちは、国内の見直しプロセスが国際人権メカニズムによって出されるジェンダー平等と女性の権利に関する国に特化した勧告について知らされ、国内人権機関が国内レベルでの「2030 アジェンダ」の実施の監視において、そのような勧告を統合する際にカギとなる役割りを果たすことができるのではないか

⁷⁷ アゼルバイジャン共和国人権弁務官事務所と国連人口基金による報告書、「アゼルバイジャン共和国における性と生殖に関する健康と権利に関する条約機関の勧告の実施状態の評価」、Baku、2015 年。 http://azerbaijan.unfpa.org/sites/default/Files/pub-od.A4_eng.pdf より閲覧可能。

⁷⁸ 2018 年 6 月 21 日現在、141 の報告書がと移出された。 <http://sustainabledevelopment.un.org/cnrs/> を参照。

と提案した。

38. 国際レベルでは、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの見直しプロセスは義務的なものではなく、所見または勧告のようなフィードバックも提供しなかった。フォーラムでは、実体的調査と討論のための時間は配分されておらず、市民社会団体と権利保持者の参画のための時間は大変に限られていた。この状況で、普遍的定期的レビューのプロセスや人権理事会の特別手続きのような国連人権メカニズムと人権条約監視機関は、「2030 アジェンダ」実施に対する説明責任を強化する際に、カギとなる役割りを果たすことができよう。専門家たちは、人権メカニズムの定期的な見直しプロセスが国家のみならず市民社会団体、国内人権機関及びその他の行為者からのインプットによって十分に情報を与えられ、国の見直しから生み出される勧告が「2030 アジェンダ」の見直しプロセスを補うことができることを強調した。こういったメカニズムによって開発されるテーマ別分析とガイダンスも、国家、企業、市民社会団体を含めた様々なステイクホルダーが国際人権基準に従って「2030 アジェンダ」を推進するためにも有用であろう。

39. 多くの条約機関は、自分たちの勧告が「持続可能な開発目標」を監視するためにより容易く利用できることを保障する努力を払っていた。例えば、女子差別撤廃委員会は、締約国が、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の条項に従って、女性の人権を尊重し、保護し、成就しているかどうかを報告でき、同時に「持続可能な開発目標」のターゲット 5.1 と世界指標 5.1.1 に関する進歩を追跡することができるようにする一連の質問を開発していた⁷⁹。2017 年に、委員会は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、法律と慣行における女性差別の撤廃に関する作業部会及び女性の権利に関する人権報告者制度米州委員会と共に、高官政治フォーラムによる「持続可能な開発目標 5」の検討に関する共同声明を出した⁸⁰。条約機関の中には、監視する条約と「2030 アジェンダ」の実施との間の関連性を討議するための内部作業部会を設立し、その最終見解に「持続可能な開発目標」に言及する勧告を定期的に含めることを始めたところもあった。条約機関は、その一般勧告と一般コメントに、ジェンダー平等と女性の人権を「持続可能な開発目標」と関連付けることに関する分析とガイダンスも提供した。

40. 普遍的定期的レビューに関しては、UNFPA が行った評価は、第一サイクル(2008-2012 年)中に出された勧告の 26%が、性と生殖に関する健康と権利に関連しており、それら勧告の 77%が当該加盟国によって正式に受け入れられたことを明らかにした。第二サイクル(2013-2017 年)中には、すべての勧告の中で性と生殖に関する健康と権利に関連する勧告の割合は 28%に増えていた。これら勧告の中で、断然最大の数はジェンダー平等とジェンダーに基づく暴力に関連しており、この 2 つの領域の勧告の数を合わせると(5,000)第一サイクルから第二サイクルで倍増していた。さらに、63%の国家が、第一サイクル中に受けた性と生殖に関する健康と権利に関する勧告の少なくとも 4 分の 3 に関して行動を取ったと報告した。従って見直しプロセスは、例えば「目標 3」(良好な健康と福利)と「目標 5」(ジェンダー平等)に関連して、「2030 アジェンダ」の状況で、遂げられた進歩を含め、説明責任を保障し、国家によって遂げ

⁷⁹ www.ohchr.org/EN/HRBodies/CEDAW/Pages/ContributionHLPFSustainabledevelopment.aspx を参照。

⁸⁰ www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=21858&LangID=E より閲覧可能。

られた進歩を追跡する大きな機会を提供した。

41. 特別手続きマンデート保持者の作業に関する調査は、彼らの作業が「2030 アジェンダ」の説明責任も強化できることを示した。彼らのテーマ別報告書で、特別手続きマンデート保持者たちは、国際人権基準と「持続可能な開発目標」の関連性と補完性を分析し、ギャップと課題を明らかにした。例えば、人権と多国籍業及びその他の企業の問題に関する作業部会は、現在、「企業と人権に関する指導原則」に従って、企業の状況で女性の権利を保護し、尊重し、矯正することに関する実際的な勧告で国家も企業も支援するためのガイダンスを開発していた⁸¹。同様に、マンデート保持者の国別訪問は、国レベルでの「2030 アジェンダ」の状況で、人権の実施の規範的作業と実際的な事業上の側面とをつなげるユニークな機会を提供できよう⁸²。

42. 「2030 アジェンダ」の実施に対する説明責任を強化することへの国連人権メカニズムの貢献の可能性を最大限にするために、さらなる努力が必要とされるかも知れない。多くの専門家は、特に持続可能な開発と人権メカニズムに関する高官政治フォーラムの枠組内で、ニューヨークとジュネーブで開催された討論の間の分断のみならず、ニューヨークとジュネーブに拠点を置くその他の国連機関に関しても懸念を表明した。一人の専門家は、「2030 アジェンダ」に関する討論が開催される世界フォーラム、例えばジュネーブに拠点を置く国連人権メカニズム、ニューヨークに拠点を置く先住民族問題永久フォーラム、女性・人口・開発に関する地域会議の間の相乗作用の欠如を指摘した。異なった国連条約機関が採用する取組の間の相乗作用と統合力を強化することも有用であるかも知れない。

43. 専門家たちは、国連人権メカニズムが、女性の資源へのアクセスと管理、企業の人権責務、開発途上国を含めた国家の治外法権的責務のようなある問題に関するガイダンスをさらに開発する必要性も認めた。ジェンダー分析は、人権メカニズム、特に女性の権利に関する明確なマンデートのないメカニズムの作業全体を通してさらに主流化されるべきである。こうなるためには、メカニズムは、関連する問題に関してもっと情報を受ける必要があるかであろう。女性の権利団体を含めた市民社会団体、国内人権機関及びその他の行為者は、そのような情報を国連人権メカニズムに示し、報告する際に支援される必要がある省なくしてはであろう。

VII. 結論と勧告

44. 専門家会議中に、ジェンダー平等と女性と女兒の人権が「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のすべての3つの側面---経済的・社会的・環境的---にとって極めて重要であり、「2030 アジェンダ」の実施は、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の人権の完全享受を推進するべきであるという合意があった。ジェンダー平等と女性と女兒の権利は、資源管理と生産及び気候行動に関連するものを含め、「持続可能な開発目標」の達成にとっての極めて重要な要素であった。

⁸¹ 「UNGPS へのジェンダーのレンズ」、www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/GenderLens.aspx より閲覧できるを参照。

⁸² 詳細は、Chrisophe Golay、*誰も取り残さないだろう：経済的・社会的・文化的権利の実現を求める持続可能な開発目標を監視する際の国連人権メカニズムの役割*、アカデミー・説明書第 11 号(スイス、ジュネーブ、国際人道法と人権ジュネーブ・アカデミー、2018 年)を参照。

45. 人口ボーナスに備えることは、持続可能な開発の達成にとって極めて重要な要素であろう。しかし、これは、女性と女兒による人権、特にその性と生殖に関する健康と権利の保障なくしてはできないことであろう。

46. 専門家たちは、様々な「持続可能な開発目標」を達成する努力にジェンダーの側面を統合するための戦略的な取っ掛かり点は、有害な慣行を含めた女性に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃、無償の家事労働の平等な配分、有害なジェンダー固定観念と関連する汚名の撤廃、性と生殖に関する健康と権利の実現に対処する介入ではないかと提案した。

47. 専門家たちは、女性と女兒は均質の集団ではなく、若い女性と高齢女性を含め、重なり合う形態の差別に直面している女性と女兒の最も周縁化された集団に重点を置くことが極めて重要性あることを強調した。さらに、ジェンダー平等は、LGBTI と男女の区別をつかない人を含め、すべてのジェンダーの間の平等を意味するべきであることが強調された。多様性を捉えることに対する課題が認められたが、専門家たちは、もしある集団が大事にされなければ、彼らは目に見えないものにされ、「2030 アジェンダ」の達成で取り残されることで合意した。

48. 専門家たちは、ジェンダーに対応した指標は、「持続可能な開発目標」にとってはアクセサリーであろうことを認めた。ジェンダー平等と女性の権利に与えるインパクトを測定するために、役割りと責任、資源のアクセスと管理、参画と意思決定、社会規範及び制度的変化の領域で、ジェンダー不平等の根本原因に直接的に関連する変化を測定することが提案された。そのような測定は、女性と女兒の間のみならず、男性と男児の間のジェンダー関係に対する認識と態度の変化も含むべきである。

49. 「2030 アジェンダ」の実施に対する説明責任をさらに強化する必要性に関して合意があった。国内レベルでも国際レベルでも、そのような努力において、市民社会団体の重要な役割が強調された。国内レベルでは、専門家たちは、「2030 アジェンダ」の実施を監視する際のデータに対する人権に基づく取組の適用を促進する際に、そのような監視において国際人権機関によって出される勧告の積極的利用を含め、国内人権機関と国立統計局の重要な役割も強調された。

50. 普遍的定期的レビュー・プロセス、特別手続き及び人権条約機関を含めた国連人権メカニズムには、「2030 アジェンダ」の実施に対する説明責任を高める大きな可能性があり、その分析、ガイダンスと定期的な国別見直しプロセスは、国際人権法に従って、「2030 アジェンダ」の実施を促進できることでも合意があった。

51. 以下の勧告は、専門家会議の討論から出てきたものである：

(a) 国家は、経済的・社会的・環境的という3つの側面の不可分性を考慮に入れて、「2030 アジェンダ」のすべての領域でジェンダー平等と女性の権利を推進するよう努力するべきである。

(b) 国連人権メカニズムは、ジェンダーの視点の統合が依然として弱い「2030 アジェンダ」の領域でジェンダーの視点と女性の権利を分析し、ジェンダー平等をどのように推進し、そのような領域で女性の人権をどのように尊重し、保護し、成就するかに関して勧告とガイダンスを出し続けるべきである。そのような勧告とガイダンスは、企業の人権責任と国家の治外法権的責務を説明するべきである。

(c) 国家、国際団体、開発パートナー及び市民社会団体を含め、「2030 アジェンダ」の実施の監視にかか

わっているステイクホルダーは、女性・女兒・男女の区別のつかない人々の多様性を捉え、彼らが直面する重なり合う形態の差別に対処し、データに対する人権に基づく取組を適用することによってジェンダー平等に関して遂げられた進歩を測定するために、監視方法論を改善するべきである。そのような努力には、監視プロセス全体を通して、周縁化された集団に属している女性・女兒・男女の区別のつかない人々の自由で、積極的で、意味のある参画を必要とするであろう。

(d)国家、国際団体、開発パートナー及び市民社会団体を含め、「2030 アジェンダ」の実施の監視にかかわっているステイクホルダーは、ジェンダー変革的指標を開発し、利用するべきである。

(e)測定と統計に取り組んでいる行為者と人権に取り組んでいる行為者との間の協働は、国立統計局と国立人権機関との間を含め、国内・国際レベルで促進されるべきである。

(f)国内人権機関と国立統計局を含めた国内のステイクホルダーは、任意の国内見直しプロセスとその他の国内監視・評価プロセスを含め、国内レベルでの「2030 アジェンダ」の実施と監視に、国連人権メカニズムのような国際人権機関によって出されるジェンダー平等と女性の権利の実現に関する勧告とガイダンスを積極的に利用するよう奨励され、支援されるべきである。

(g)国連人権メカニズムは、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムと「持続可能な開発目標」のための世界指標に関する主導的機関として活動している国連機関との情報の共有、文書による提出物とステートメントを通して交流を強化するべきである。

(h)OHCHR 及びその他の国連機関は、OHCHR が開発した「普遍的人権指数(<http://uhrl.hchr.org/>)とデンマーク人権機関が開発した「UPR-SDG データ・エクスプローラー(<http://upr.humanrights.dk/>)のような既存のデータベースを通して利用できる「持続可能な開発目標」によって分類されている国に特化した勧告を含め、「2030 アジェンダ」の実施に関連した国連人権メカニズムの勧告への関連ステイクホルダーのアクセスを促進するべきである。そのような編集は、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムとも共有できよう。

(i)加盟国、国連機関及び世界・地域メカニズムは、国連人権メカニズム、持続可能な開発に関する高官政治フォーラム及び先住民族永久フォーラムの枠組内で開催される討論を含め、「2030 アジェンダ」に関連する討論とイニシアティブにわたって相乗作用を高めるよう努力するべきである。

(j)持続可能な開発に関する高官政治フォーラムは、女性の権利団体とフェミニスト・グループを含めた市民社会団体のためにその見直しプロセスで交流するためのスペースを拡大するべきである。

(k)市民社会団体と女性の権利団体を含めた周縁化された集団を代表する団体は、協力するよう努力し、様々な見解や立場に関して対話し、「2030 アジェンダ」の実施において周縁化された集団の代表を動員するために協働するべきである。これら対話は、文化間的世代間的なのでなければならない。

採択されたジェンダー関連決議

予防できる妊産婦死亡と罹病及び人道の場での人権 (A/HRC/39/L.13/Rev.1) 2018年9月27日採択

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」を再確認し、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」及び「障害者の権利に関する条約」を含め、関連国際条約を想起し、

1949年8月12日の「ジュネーブ条約」、1977年6月8日のその「追加議定書」及び「難民の地位に関する条約」を想起し、

救援から開発まで、自然災害の分野での人道援助についての国際協力に関する2017年12月11日の総会決議第72/132も想起し、

妊産婦死亡と罹病の防止は、すべての国家にとっての人権優先事項の一つであることを認め、すべての人権が普遍的で、不可分で、相互に依存し、相互に強化するものであることを再確認し、

予防できる妊産婦死亡と罹病と人権に関する以前の人権理事会の決議を想起し、

「北京宣言と行動綱領」、「国際人口開発会議行動計画」及びそれらの見直し会議と成果文書を再確認し、女性の地位委員会の決議と合意結論及び人口開発委員会の決議も再確認し、

事務総長の更新された「女性と子どもと思春期の若者の保健世界戦略」を想起し、予防できる妊産婦死亡と罹病を削減する際にそれが果たすことのできる重要な役割を認め、

世界保健機関、国連人口基金及びその他の国連機関・基金・計画のそれぞれのマンデート内での妊産婦死亡と罹病を予防する努力を歓迎し、「北京宣言と行動綱領」と「国際人口開発会議行動計画」及びそれらの見直し会議と成果文書に従って、妊産婦死亡の削減と性と生殖に関する健康と権利を推進するその世界的貢献を想起し、

人道の場にある人々のための質の高い性と生殖に関する健康ケア・サービスへのアクセスを拡大し、強化するための理にかなった人道行動に関する機関間常設委員会参考グループの危機における性と生殖に関する健康に関する機関間作業部会の努力に留意し、

女性・子ども・思春期の若者の健康と人権に関する高官作業部会の報告書と勧告⁸³、世界保健機関と国連人権高等弁務官事務所との間の協力及び高等弁務官事務所と国連人口基金との間の協力枠組及び国際法律委員会によって採択された災害時の人々の保護に関する条項案⁸⁴にも留意し、

⁸³ 保健への権利と保健を通じた権利の実現を指導する、女性と子どもと思春期の若者の保健と人権に関する高官作業部会報告書(ジュネーブ、世界保健機関、2017年)。

⁸⁴ A/71/10を参照。

人道の場での予防できる妊産婦死亡と罹病を削減する際に、それぞれのマンデートに従って人道援助を提供している全ての関連国連機関と市民社会団体の間の調整を強化する必要性と「北京宣言と行動綱領」と「国際人口開発会議行動計画」及びそれらの見直し会議と成果文書に従って、性と生殖に関する健康と権利に対する完全な尊重と保護と成就を各国が保証する必要性を認め、

国際人道法と国際人権法が補足的であり、相互に強化するものであることを認め、災害の悪影響を受けた人が、国際法に従って、その人権の尊重と保護に対して資格があることを認め、

人道状況を含め、差別を受けずに性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を享受する万人の権利の完全実現を達成する手段を取る責務を国家が有していることを再確認し、

予防できる妊産婦死亡と罹病を撤廃する人権に基づく取組が、特に、説明責任、参画、透明性、エンパワーメント、持続可能性、非差別及び国際協力の原則に支えられていることを認め、

国家の人権責務と公約を完全に尊重して、妊産婦死亡と罹病を減らすには、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と第3回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」にわたり、「2030 アジェンダ」の実施手段における統合された努力が必要であることを強調し、

すべての女性と女兒による人権の完全享受の尊重と保護と成就及びジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントに関する「目標」と世界的な妊産婦死亡の減少に関するターゲット 3.1 を含め、「2030 アジェンダ」のすべての「目標」とターゲットの完全実現が相互に関連し相互に補強しあうものであることを認め、

性と生殖に関する健康と権利が到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の実現にとって不可欠であり、包括的な性と生殖に関する健康ケア・サービスが、重複し重なり合う形態の差別に対処することを含め、非差別と正規の実体的平等に基づいて、利用可能性、アクセス可能性、受容可能性及び質の相互に関連する基本的要素を持っていなければならないことを認め、

妊産婦死亡率と罹病率に否定的インパクトを与える性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利の継続する侵害があり、この権利の完全享受が、世界全体で多くの女性と女兒にとって遠い目標のままであることを深く懸念し、

不適切な緊急産科サービスと危険な中絶のような性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の侵害が、世界の多くの地域、特に人道の場での出産年齢の女性と女兒の不健康と死亡に繋がる産科フィステラを含めた高い率の妊産婦死亡を引き起こすこともあり、質の高い緊急産科サービスを含めた質の高い治療と保健ケア・サービスと訓練を受けた、有能なフィステラ外科医と助産師の数も劇的に、持続可能なように規模拡大することが、妊産婦と新生児死亡をかなり減らし、産科フィステラを根絶するために必要とされることを認め、

人道の場は、前から存在していた差別と不平等のパターンと構造をさらに悪化させ、女性と女兒のための保健ケア、情報とサービス、住居、上下水道、教育と雇用をさらに損なうかも知れず、悪影響を受けた地域では、性と生殖に関する健康ケア・サービスを含めた保健ケア・サービスのような基本的サービスへのアクセスが、不適切なインフラ、専門的な保健ケア・ワーカー、基本的薬剤、保健ケ

ア支給品及び性暴力とジェンダーに基づく暴力のすべてのサヴァイヴァーのためのサヴァイヴァーを中心としたリファールルの道の欠如のために破壊されることも認め、

人道の間では、崩壊しつつある司法制度、ジェンダーに基づく差別と受け入れ国での難民に対する差別、家族や自分に対する報復の恐れ、性暴力とジェンダーに基づく暴力に関連する汚名がすべて、女性と女児の性暴力とジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーと性と生殖に関する健康ケア・サービスを否定された人々が、性暴力を通報し、耐えてきた侵害に対して司法と説明責任と賠償を求めることを妨げることをさらに認め、

人道の間で暮らしている女性と女児は、人身取引、性暴力とジェンダーに基づく暴力、組織的レイプ、性奴隷、強制避妊手術、強制妊娠、子ども結婚と早期・強制結婚のような有害な慣行、アクセスできる適切な性と生殖に関する健康ケア・サービスの欠如、子どもの発達する能力に沿った包括的な性教育を含めた証拠に基づいた情報と教育の欠如、熟練した出産介助を含めた出産前ケアと緊急産科ケアの欠如、貧困、低開発、あらゆる型の栄養不良、薬剤と医療設備へのアクセスの欠如、保健ケア制度が直面している人的・物質的欠乏、望まない妊娠、危険な中絶、妊産婦死亡と罹病の高い危険という結果となる病院、技術援助、能力開発及び訓練の必要性に悪影響を及ぼしている人道的・資金的欠乏を含め、権利侵害の高い危険に不相応にさらされていることを深く懸念し、

人権には強制や差別や暴力なく、性と生殖に関する健康を含めたセクシュアリティに関連する問題を、自由に責任をもって管理し、決定する権利が含まれており、尊厳と完結性と身体的自治に対する完全な尊重を含め、性関係と生殖の問題における平等な関係には、性行為とその結果に対する相互尊重と同意と共通の責任が必要であることを再確認し、

国々の間と国々の内部にも、重複し重なり合う形態の差別に直面している女性と女児の間にも、妊産婦死亡率と罹病率には大きな差があることを認め、妊産婦死亡の危険は思春期の間で比較的高く、15歳未満の思春期の女児の間では最も高く、妊娠と出産の併発症は、開発途上国の思春期の女児の間の主な死亡原因であり、これが、前述の格差を減らすために健康のすべての社会的・経済的・環境的決定要因に対処する必要性を生み出していることを認め、

人道状況の悪影響を受けている国々で、妊産婦死亡の推定される生涯の危険は、世界の180人中1人に比して54人中1人であり、予防できる妊産婦死亡の大半が武力紛争、自然災害及び強制移動の場で起きていることを深く懸念し、

さらなる政治的意思と公約、あらゆるレベルでの国際協力と技術援助が、世界的にも人道の間でも予防できる妊産婦死亡と罹病の受け入れ難いほどに高い割合を削減するために必要とされること、性と生殖に関する健康ケア・サービスの提供に対する人権に基づく取組の統合がこの割合を削減することに良好に貢献できることを心にかけ、

妊産婦死亡率と罹病率に関するさらに分類されたデータと人道の間での性と生殖に関する健康ケア・サービスへのアクセスの必要性を認め、

妊産婦死亡と罹病を防止できないことは、生活のあらゆる側面における女性と女児のエンパワーメント、その人権の完全享受、その完全な可能性に到達するその能力、持続可能な開発に対する最も重要な障害の一つであることを認め、人道開発格差を埋める必要性を認め、

1. 予防できる妊産婦死亡を撤廃し、「北京行動綱領」と「国際人口開発会議行動計画」とそれらの見直し会議と成果文書に沿って、性と生殖に関する健康と権利、法的障害の除去と身体的自治を尊重し、性と生殖に関する健康ケア・サービス、証拠に基づく情報及び家族計画、安全で効果的な現代の避妊法、緊急避妊、熟練した出産介添えと緊急産科ケア、国際人権法に沿い、国内法に反しない場合の安全な中絶、生殖器感染、性感染症、HIV と生殖器癌の予防と治療のような質の高い妊産婦保健ケアを含めた保健ケアへの普遍的アクセスを含めた人権に基づく取組内での教育を保証する政策、好事例及び法的枠組の開発と施行を通して、差別や強制や暴力を受けることなく、セクシュアリティと性と生殖に関する健康に関連するすべての事柄を完全に管理し、自由に責任をもって決定する権利を尊重し、保護し、成就するようすべての国々に要請する。

2. 性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を含めた国際人権法の関連規定の下での責務に従って、強制、差別、暴力なく、精神的健康ケアと心理的サービスと性と生殖に関する健康ケア・サービスを含め、保健ケア・サービスの利用可能性、受容可能性及び質を保証するよう各国に要請する。

3. 成人の責任を引き受けなければならないかも知れず、性暴力とジェンダーに基づく暴力、子ども結婚と早期・強制結婚と人身取引の比較的高い危険にさらされており、教育、技術訓練、安全な雇用機会、性と生殖に関する健康ケア・サービスと情報へのアクセスを否定され、孤立・差別・精神衛生問題・危険な行為に直面する可能性が高い思春期の女兒の特別な状況に特別に注意を払うよう各国に要請する。

4. 機関間常設委員会の「人道行動へのジェンダーに基づく暴力介入を統合するためのガイドライン」、その「ジェンダー・ハンドブック」及び「人道の場における性と生殖に関する健康機関間現地マニュアル」の推進と利用を検討し、重複し重なり合う形態の差別に直面しており、脆弱な状況にある女性と女兒に特別な注意を払って、人道緊急事態の初めで「性と生殖に関する健康のための最低初期サービス・パッケージ」の提供を保障し、できるだけ早く性と生殖に関する健康ケア・サービス、情報及び証拠に基づく教育に向けての移行を確保するようすべてのステイクホルダーを奨励する。

5. 性と生殖に関する健康ニーズと性暴力とジェンダーに基づく暴力及び緊急事態中と災害後の環境での様々な形態の搾取に対処する手段に関するものを含め、ジェンダーに対応したプログラム形成を通して女性と女兒の脆弱性と能力に対処し、悪影響を受けた国の政府と調整して、災害危険削減、対応及び回復努力への資金の配分に対処するよう各国政府、地方自治体、国連機関及び地域機関を奨励し、ドナー及びその他の援助国に勧める。

6. 関連する国際法的責務に対する尊重を確保する国内の法的枠組の開発を通して、武力紛争で医療業務に専門に指定された医療職員と人道職員、その輸送手段と設備並びに病院その他の医療施設に対する暴力行為、攻撃と脅しを防止し対処する効果的措置を取るよう、各国とすべての武力紛争当事者に強く要請する。

7. 予防できる妊産婦死亡と罹病を削減する政策とプログラムの実施に人権に基づく取組を適用することに関する技術ガイダンスの適用のフォローアップに関する国連人権高等弁務官事務所の報告書に感謝

と共に留意し⁸⁵、そこに含まれている勧告を検討するようすべてのステイクホルダーを奨励する。

8. 専門知識、技術、科学的データの伝達を通して、既存の公約を尊重しつつ、開発途上国と好事例を交換して、妊産婦死亡と罹病に対処する技術協力を強化することにより、開発パートナーシップと国際援助と協力取り決めで、妊産婦死亡と罹病イニシアティブに新たな重点を置き、女性と女兒に対する差別が妊産婦死亡と罹病に与えるインパクトに対処して、人権に基づく視点をそのようなイニシアティブに統合するよう、各国とその他の関連行為者に要請する。

9 第三者当局に関連する保健情報と保健ケア・サービスの差別法を廃止し、差別的なジェンダー固定観念、規範及び行為と闘い、国際援助政策を含め、性と生殖に関する健康に関する法律と政策を、国際人権法に沿うようにすることにより、自分自身の生活と健康に関する問題において、女性の身体的自治とプライバシーと自治的に決定する平等な権利を法律と政策と慣行が尊重することを保障するよう各国に要請する。

10. 司法・説明責任メカニズムと関連する国際・国内法の下での権利について女性に伝え、法的インフラと保健インフラを改善し、法的カウンセリング、援助及び救済策へのアクセスにおけるすべての障害を除去するといったような、人道状況を含め、妊産婦死亡と罹病を防止することを目的とするものを含め、性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を享受する万人の権利侵害を防止することを目的とする法律の効果的実施と施行に対する時宜を得た効果的救済策へのアクセスを保証するようにも各国に要請する。

11. 不平等の監視を含め、人道プログラムと政策の透明性のある形態の監視、見直し、監督を含めることにより、人道の場での妊産婦死亡と罹病に関連して、女性と女兒の権利侵害に対する説明責任とジェンダーに配慮した、迅速で効果的な救済策を確保するよう、さらに国家に要請する。

12. 学校と国内避難民・難民キャンプとセツルメントを含め、意識啓発イニシアティブを通して、ジェンダー平等と女性の権利及び家庭内を含めた子どもの権利、特にメディアとオンラインを通じた教育と公共意識啓発、性暴力とジェンダーに基づく暴力と差別の防止を含めた教員訓練コースへのすべての女性と女兒に関するカリキュラムの組み入れを支援し、子どもの発達する能力に応じて証拠に基づく包括的な性教育への普遍的アクセスを保障するよう国家に要請する。

13. アクセスでき、料金が手頃で適切な万人のための保健ケア・サービスと情報と教育の欠如、薬剤と医療設備へのアクセスの欠如、あらゆる型の栄養不良、安全な飲用水と下水道へのアクセスの欠如、貧困、低開発、保健ケア制度が直面している人材・資源不足、病院に悪影響を及ぼしている人道・資金提供不足、技術援助、能力開発と訓練ニーズ、子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除を含めた有害な慣行、早期出産、ジェンダーに基づく不平等と女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力のような妊産婦死亡と罹病の相互に関連する原因に対処する包括的な人権に基づく取組を利用して、あらゆるレベルで行動を起こし、女性と女兒、特に思春期の女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する具体的措置を取り、関連プロセスへの女性と女兒の意味ある効果的参画を確保しつつ、人道の場で行われる性暴力とジェンダーに基づく暴力の訴追のような効果的な賠償と再発防止の保証を含めた性暴力

⁸⁵ A/HRC/39/26。

とジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのための説明責任へのアクセスを保障するよう国家に要請し、国内人権機関と NGO を含めたその他の関連ステイクホルターを奨励する。

14. 女性と女兒に影響を与えるあらゆる決定への彼女たちの意味ある参画を保障しつつ、予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するためのプログラムを立案し、実施し、政策を見直し、プログラムを評価する際に、人道の場での妊産婦死亡と罹病を削減するその努力を強化するよう、それぞれのマンデート内で、地方自治体、地域団体、関連国連機関、国内人権機関、人道援助を提供している機関及び NGO を含めたすべての関連行為者に要請する。

15. 人道・開発関係へのより包括的で調整された取組を保障するよう各国に要請し、個々の女性と女兒を人道準備と対応の中心に据え、サイロに入れられた取組と分裂したプログラム形成を克服する必要性を認める。

16. その働きを認めて、資金提供とサービスのためのニーズと優先事項、アクセスと提供及び危機対応のためのプロセスを明らかにし、決定する際に、市民社会とフェミニスト・ネットワーク及び女性の権利団体を通して、女性と女兒の効果的で意味ある参画を保障するようにも国家に要請する。

17. 受け入れ母集団を含めた悪影響を受けている母集団のすべての女性と女兒のための性と生殖に関する健康ケア・サービスの利用可能性、アクセス可能性、受容可能性及び質に関する統計能力を強化し、信頼できる、透明性のある、協働的で、分類されたデータ収集を推進するよう、国家に要請する。

18. 調査委員会と事実確認ミッションを含めた、人権理事会が設立した調査機関のマンデートに、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利として、性と生殖に関する健康の組織的統合を検討し、人道の場で女性が受ける人権侵害に対処するよう、国家に勧める。

19. 既存の資金内で、各国、国連機関及びその他の関連ステイクホルダーと相談して、国連人口基金、国連開発計画、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)及び世界保健機関を含め、国家とその他の関連行為者による技術ガイダンスの利用を通して、予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃におけるすべての人権の尊重、保護、成就に対する好事例と課題に関してフォローアップ報告書を準備し、それを人権理事会の第 45 回会期に提出するよう高等弁務官に要請する。

20. 危機時の性と生殖に関する健康に関する機関間作業部会、国連人口基金、世界保健機関、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関及びその他の国連専門機関・基金・計画、国際人権メカニズム、人道援助を提供している機関及び市民社会団体との協働で、2019 年に 2 日間の会議を開催し、人道の場での予防できる妊産婦死亡と罹病を削減する政策とプログラムの実施に対する人権に基づく取組の適用における好事例、格差及び課題を討議し、その概要報告書を人権理事会の第 42 回会期に提出するようにも高等弁務官に要請する。

この問題にかかわり続けることを決定する。